

**奈良女子大学大学院
人間文化総合科学研究科
生活環境科学専攻（博士後期課程）**

設置の趣旨等を記載した書類

目次

ページ

1. 設置の趣旨及び必要性	1
(1) 背景	1
(2) 組織変更の目的・必要性及び育成する人材像	3
(3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	10
2. 研究科・専攻の名称及び学位の名称	12
(1) 研究科・専攻の名称	12
(2) 学位の名称	14
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	15
(1) 教育課程の編成の方針、特色	15
(2) カリキュラム・ポリシー	17
(3) 学生の受け入れ	19
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	21
(1) 教員組織の編成と入学定員	21
(2) 教員配置の考え方及び特色	21
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	23
(1) 教育方法	23
(2) 履修系列と複合系履修系列	24
(3) 履修指導及び研究指導の方法	25
(4) 修了要件	26
(5) 履修モデルと授業時間割	27
(6) 学位審査体制、学位論文の公表方法	27
(7) 研究倫理教育	28
6. 施設、設備等の整備計画	30
(1) 校地、運動場の整備計画	30
(2) 校舎等施設の整備計画	30
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	30
7. 基礎となる博士前期課程との関係	32
8. 入学者選抜の概要	33

(1) 学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を含む選抜方法・選抜体制 -----	33
(2) 再チャレンジ型女性研究者支援制度 -----	34
(3) 社会人学生受入体制の整備 -----	34
9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施-----	35
10. 管理運営 -----	38
11. 自己点検・評価 -----	40
12. 情報の公表 -----	42
13. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組 -----	45
添付資料目次	47

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景

奈良女子大学は、昭和 24 年に「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、女子の特性に即してその能力を展開させる」ことを目的として発足し、今日に至っている。本学は現在、文学部、理学部、生活環境学部の 3 学部とこれらの教育研究分野を総合した大学院人間文化研究科から成り、教育研究に関して次の 3 つの理念を掲げている。

理念 1 男女共同参画社会をリードする人材の育成
—女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ—

理念 2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化

理念 3 高度な基礎研究と学際研究の追究

そしてこれらの基本理念に基づき、我が国における女性の高等教育機関として、数多くの女性人材を育成し、社会に輩出してきた。また、優れた女性研究者を採用し、そのキャリア形成・維持・向上の支援のために様々な教育研究環境整備をおこなってきた。

本学はこれまで、社会の要請や時代の変化に対応した女性人材を育成するために、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえ、教育研究組織の見直しを行ってきた。この過程では、まず平成 26 年度の全学的な学部の組織変更と同時に、大学院人間文化研究科博士前期課程の一部の組織変更をおこなった。その際、博士前期課程の全体的見直しや博士後期課程の組織変更については、学部の組織変更の成果を見極めつつ進める方針を打ち出した。これを踏まえ、第 3 期中期計画に基づき、まず、平成 30 年度に大学院人間文化研究科博士前期課程の組織変更を行った。この組織変更は、近年の教育研究組織の見直しの一環として、広い視野を持ち高度な専門能力を有する女性リーダーを育成し、地域、日本、そして国際社会が直面している数多くの課題の解決に貢献する人材を養成することを目指して実施したものである。なお平成 30 年度の組織変更に先立ち、平成 28 年度には、お茶の水女子大学と共同運営する生活工学共同専攻を大学院人間文化研究科の博士前期課程と後期課程に新設した。

以上のような経過を踏まえ、第 3 期の戦略的な中期計画（5-2-11）に掲げた「平成 26 年度に学部の壁を越えて実施された学部の改組を踏まえ、目下の日本の課題である、グローバルに活躍できる地域女性リーダー、理工系女性リーダー等各界各層で活躍できる女性リーダーを育成するために、平成 30 年度には大学院博士前期課程の改組を、平成 32 年度には大学院博士後期課程の改組を実施する。」に基づき、令和 2 年度に大学院博士後期課程の組織変更をおこなう。

平成 26 年度の組織変更は、本学が提示する教育研究の理念「男女共同参画社会をリードする女性人材の育成」に関する拠点整備のために、社会のニーズに対応した「応用的実践的分野を拡充強化」し、着実な学士力に繋がる「基礎学系分野の基盤強化」を図るための全学的教育研究組織の見直しであった。具体的には、「応用的実践的分野の拡充強化」のために、生活環境学部に関心健康学科と情報環境学科の 2 学科を新設し、「基礎学系分野の基盤強化」のために、理学部 5 学科を数物科学科と化学生命環境学科の 2 学科に再編した。この学部組織変更と同時に、社会からのニーズが非常に高い「臨床心理学コース」を含む「心身健康学専攻」を博士前期課程に新設した。

平成 28 年度には、お茶の水女子大学大学院と共同で、本学人間文化研究科の博士前期課程と博士後期課程に「生活工学共同専攻」を設置した。わが国では理工系女性人材が極めて不足しており、高度な理工系専門知識を有する女性人材の育成が課題となっている。このような現状を踏まえ、新設された共同専攻は、工学諸分野の基礎から応用まで幅広く理解したうえで、人間生活における諸課題を、生活者の視点をもって柔軟に捉え研究する能力を有した女性人材の養成を目指している。

平成 30 年度の組織変更は、本学の強み・特色を生かしつつ、社会からの要請や時代の変化に応えようとしたこれまでの改革理念を更に推進させるべく、大学院博士前期課程の充実のために実施した。この組織変更では、先端的研究を基盤とした女性リーダー育成教育を中心に据えた。そして、専門知識に加え、ものごとを俯瞰する力の育成を強化することで、より高度な主体的判断力・主体的行動力・課題発見力を身につけ、答えのない問題に挑戦していくことのできる女性人材を育成することを目標としている。このような、専門分野に閉じこもることなく社会に積極的に関わる、アクティブな女性リーダーの育成こそが女子大学の特性を活かした人材育成であり、社会からの要請に応える方途であると捉え、現在、新設した組織の完成年度を見据え、その成果を検証中である。

前述のとおり本学は、平成 26 年度から学部、大学院博士前期課程と組織の見直しを進めてきたが、それらの成果を踏まえつつ大学院博士後期課程の組織について考えると、いくつかの課題も浮き彫りになってきた。すなわち、現在の大学院博士後期課程の基礎を構築した平成 10 年度、平成 11 年度、平成 15 年度の組織の見直しでは、多様な学問分野が複合・融合して新たな学問分野を構築するというコンセプトに基づき研究科内の各専攻を構築したが、それ故、既存学問分野との接合・関係性・連続性が外から見えにくくなった、という声も聞かれるようになった。過去の一連の組織の整備では、現代社会の抱える諸課題に up-to-date に対応するという社会の要請に適合した専攻名称や専攻の教育研究内容が、学生や教員に浸透して、一定程度の成果を挙げたと自負できるが、一方で、博士後期課程の学

生にとって基盤となる学問・研究分野は何であるのかという部分が見えにくくなった、という指摘には、素直に耳を傾ける点があると言わざるを得ない。これは、本学大学院博士前期課程から博士後期課程へ進学するにあたり、自分が目指す研究をどの専攻で実施すべきか、というもっとも基本的な道筋が見えにくいという点で問題であり、これについては、学内者の博士後期課程への進学をサポートする上でも改善すべき課題である。したがって、これまでの博士後期課程の一つのコンセプトでもある既存学問分野の複合・融合を担保しつつも、その土台となる基盤的な学問分野の“見える化”を進めるという組織の整備が必要ではないか、と考えるに至った。

上記のような経過を踏まえ、今回の組織変更では、本学における近年の学部、大学院博士前期課程の組織整備の集大成とも言うべく、博士後期課程を対象とした組織の変更を行う。

(2) 組織変更の目的・必要性及び育成する人材像

奈良女子大学では、昭和 55 年、大学院文学研究科に 3 年制独立専攻の博士課程として比較文化学専攻が設置された。翌昭和 56 年、この比較文化学専攻と新設の生活環境学専攻からなる新しい研究科の設置が認められ、「人間文化研究科」の名称で発足することとなった。これは、この新たな研究科が「人間と文化」を中心とした研究教育領域から成ったためである。その後、日本社会は情報化、高度化、多元化、国際化など急速な変化をとげ、新しい生活様式を構築する必要性に迫られてきた。そこで大学院博士課程は、第一期（平成 10 年度と 11 年度）と第二期（平成 15 年度）の組織変更を行い「学際性」「専門性の高度化」「個性化の確立」「人材養成を通しての社会貢献」を推進し、競争力のある大学院を目指すこととなった。このうち第一期の組織変更では、自然科学系の学問領域である複合領域科学専攻と人間環境科学専攻を新設し、博士後期課程を設けた。第二期の組織変更では、自然科学系の学問領域をより明確化するために、それまでの複合領域科学専攻と人間環境科学専攻の 2 専攻を社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻、複合現象科学専攻の 3 専攻に変更した。そして平成 28 年度には、更に生活工学共同専攻が加わり、現在は 5 つの専攻に博士後期課程が設けられている。

本学は、これまで培ってきた女子教育の伝統と強みを踏まえた女性リーダー育成の実績を基盤として、大学の機能強化の点から重点支援②を選択しており、今回の博士後期課程の組織変更はこの機能強化の一環として行うものである。学界、教育界、自治体、企業、地域社会等、社会のさまざまな分野で、地に足をつけて、しなやかに活躍する女性リーダーを育成してきた本学の伝統と実績は、平成 30 年度に実施した博士前期課程の組織の見直しによって更に強固なものとなったが、それらを基盤として、今回の博士後期課程の整備

では、これからの新しい時代に柔軟に対応しうる最先端の女性人材育成組織を構築することを目指す。

近年のグローバル化した社会では、知識基盤の進展に伴い、高度な専門性に裏付けられた人材の養成が必須となっている。そして先端研究・ビジネスの世界では、その資質能力の証しとしての博士号が、重視されるようになってきている。こうした流れの中、世界経済フォーラム（WEF）が発表する男女格差（ジェンダーギャップ）ランキング(2018 年)において、わが国は世界 149 カ国中 110 位、主要 7 カ国（G 7）で最下位と、世界的にみて最低ランクに位置している。また、わが国の大学院博士課程における男女格差もいまだに大きく、例えば、分野によるばらつきはあるものの、学校基本調査（平成 30 年 5 月）では、国公立大博士課程修了者数 15,654 人のうち、博士号取得者の女性割合は約 31%にとどまっている。これからわかるように、女性の活躍可能な社会の構築のためには、博士号を有する女性リーダーの育成が日本の焦眉の課題の一つである。この課題に応えるためには大学院博士後期課程教育の改編・充実化がぜひとも必要である。

こうした日本の課題を見据えつつ、本学は、国立女子大学としての社会的使命を果たすべく、大学院充実化の集大成として博士後期課程の組織の見直しを行う。この大学院の充実化にあたっては、基礎研究と先端的・融合的研究の双方を基盤にした女性リーダー育成教育を中心に据える。そして、専門知識に加え、ものごとを俯瞰する力の育成を強化することで、より高度な主体的判断力・主体的行動力・課題発見力を身につけさせ、答えのない問題に挑戦することのできる女性人材を育成する。いたずらに専門分野に閉じこもることなく、社会と積極的に関わるアクティブな女性の研究者・高度専門職業人の育成こそが、女子大学の特性を活かした人材育成であり、本学が社会からの要請に応えていく道であると捉えている。

本章の冒頭で述べたように、これまでの本学大学院博士後期課程は、社会の要請に適合した専攻名称や専攻の教育研究内容が学生や教員に浸透して、一定程度の成果を挙げてきたと自負できるが、一方で、博士後期課程の学生にとって基盤となる学問・研究分野は何であるのかという部分が見えにくくなった、という声も聞こえるようになった。そのため、これまでの博士後期課程の一つのコンセプトでもある既存学問分野の複合・融合を担保しつつも、その土台となる基盤的な学問分野の“見える化”を進める組織改革を行うことが必要であると考えに至った。このような考え方に基づき、まず、現在の研究科名称の「人間文化研究科」を、本学大学院がこれまで積み重ねてきた研究・教育活動実績をふまえたよりふさわしい「人間文化総合科学研究科」へと名称変更する。その上で、基盤となる学問・研究分野を研究科を構成する各専攻の基本的な単位として置き、多様な学問分野が複合・融合して構築する新しい先端的な学問分野については専攻を横断する教育プログラムの仕

組みを導入することで、両者を担保することを構想した（資料 1～3 参照）。

研究科の名称を変更する理由については、2. 研究科・専攻の名称及び学位の名称（1）**研究科・専攻の名称**でより詳しく述べるが、以下、前述の目的に対応して設置する専攻の概要・必要性等について述べる。

人間文化総合科学研究科生活環境科学専攻博士後期課程は、（旧）社会生活環境学専攻博士後期課程、（旧）共生自然科学専攻博士後期課程及び（旧）複合現象科学専攻の生活環境科学系諸分野を一つの専攻にまとめ、学部と博士前期課程の組織を基盤とした構成にすることにより、5年間を見通した大学院教育を可能とし、学外や学生からより見やすい形の組織にすることを目的として設置するものである。本学生活環境学部や、大学院人間文化総合科学研究科の生活環境科学系各専攻の博士前期課程（食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報衣環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻）から繋がる専攻を博士後期課程に設けることで、5年間を見通した大学院教育が可能となる（縦系）。さらには、共生科学複合系プログラム等の分野横断型履修プログラムを新設し、学問を総合的に用いて社会の諸問題に対処する経験を積める場（横系）も用意した（資料 3）。

上述したとおり、人間文化総合科学研究科生活環境科学専攻博士後期課程では、生活環境学部および生活環境科学系各専攻の博士前期課程を基盤とする博士後期課程の講座を設置することとし、食物栄養学講座、心身健康学講座、情報衣環境学講座、住環境学講座、生活文化学講座の 5 講座から成る構成とした。これによって学生には、大学院の博士後期課程と博士前期課程、学部の学科との関係がより分かりやすい構成となった。それぞれの講座の概要および必要性等は下記の通りである（資料 1～3）。

食物栄養学講座：わが国では、急速な高齢化を経て、生活習慣病や認知症及び要介護状態等になる者の増加等が深刻な社会問題となっている。進展する高齢化と疾病構造の変化の中で、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、生活習慣病等の予防に重点を置いて健康寿命の延伸等を図ることが極めて重要となっている。これら食物栄養に関する諸課題の解決のためには高度な専門性と豊かな学識が必要とされており、健康寿命の延伸に食物栄養学の果たすべき役割は重大である。

本講座は、昭和 56 年の博士課程設置以来、前身となる生活環境学専攻および人間環境科学専攻（平成 11 年組織変更）の食物栄養学分野あるいは共生自然科学専攻食物栄養科学講座（平成 15 年組織変更）を経て、多くの修了生を輩出してきた。一方、本講座の基盤となる学士課程「生活環境学部食物栄養学科」は、平成 17 年に管理栄養士養成課程を設置した。当該課程を経て管理栄養士資格を取得した者は毎年ほぼ 90%以上に達しており、大学院進学者は定員 35 名のうち概ね 30%以上の水準を維持している。さらに、これら大学院進学者

のうちの 70%程度が本学大学院の食物栄養学専攻博士前期課程に進学している。すなわち、食物栄養学の専門職業人の育成において実績と基盤及び高い需要がある。また、米国では Registered Dietitian Nutritionists（わが国の管理栄養士に相当）の 45%が修士の学位を、4%が博士号を有しているとされるが、2024 年には、その資格要件を現行の学士以上から、修士又は博士に引き上げる予定である。従って、本学の学士課程における「管理栄養士養成課程」に続く大学院博士前期課程や博士後期課程における、より高度な研究・教育は、国際水準に適合する専門家人材の育成というニーズにも応え得るものと位置づけられる。

本講座では、健全で快適な食生活の創造及び現代の食に関する多様な問題の解決を目的として、食物の栄養性・機能性・安全性・調理加工性やヒトの代謝・免疫機構と関連した研究・教育を行う。また、疾病予防の領域において、医学、農学、薬学、情報科学、食生活学、社会医学を基盤として、分子・細胞レベルから生体、さらには人の集団を対象とする疫学研究まで、食物栄養学を俯瞰する視点からの研究・教育を行う。これらによって、国内外における食物栄養学領域の研究を先導する女性研究者や、高度専門職業人として当該職域を牽引し社会に貢献する人材を養成する。

本講座における教育課程修了後の進路・キャリアパスの一つとしては、管理栄養士国家試験受験資格を与える大学等における教員が挙げられる。これは、栄養士法に基づき、特定基幹科目の教育・研究を行う教員に管理栄養士資格が必要となるため、当該領域における管理栄養士資格を有する高度な研究人材には、高いニーズがある。また、厚生労働省系研究機関・検疫所、地方公務員技術系（衛生研など）における研究職に加え、省庁（厚生労働省や農林水産省等）における栄養系技官等として高度な専門知識・課題解決能力を要する行政官としてのキャリアパス、及び食健康分野全般にわたる民間企業（食・農・工・商・医・薬）の技術・開発・企画・経営・海外部門等における高度専門職業人としての進路が考えられる。さらに、国際水準に適合する専門家らが活躍する職域へのキャリアパス、すなわち、例えば WHO 世界保健機関や FAO 国際連合食糧農業機関等での国際的食健康管理についての指導的な職域や、JICA 海外協力隊や ODA 政府開発援助などによる海外赴任地での高度な食栄養活動及び教育的な職域、海外大学での生化学的研究施設での研究職などの進路も想定される。

心身健康学講座： 人々が豊かな生活を営むためには、心身ともに健康であることが基盤となる。現代社会はストレス、高齢化、そしてライフスタイルの多様化などにより、心身の健康に関する多様な問題が存在する。また、ストレスが身体疾患に影響することがあるように、心の健康と身体の健康を相互に関連したものとして捉えたほうがよい場合がある。さらに、これら健康問題の予防・解消のための実践的な方法の提案が重要になる。そのため、多様化し、複雑化している心身の健康に関する問題を実践的に解決し、より健康的な生活を実現したいというニーズは極めて高い。このような社会的ニーズに応えるためには、心と身体の健康に関する幅広い専門的知識に加えて、科学的視点と総合的人間理解の視点

から実践的応用力を身につけ、今日的諸問題の発見および解決に貢献できる研究者及び実践力のある高度な専門的人材を養成することが必要である。

本学では平成 26 年度に生活環境学部内に、心と身体の健康について教育、研究する心身健康学科と、(旧) 人間文化研究科博士前期課程に社会からのニーズが非常に高い「臨床心理学コース」を含む「心身健康学専攻」を設置し、平成 30 年度には心身健康学専攻博士前期課程を新設してきた。今回、上記のような理念を受けて、さらに高度な専門的知識と最新の科学的方法論を身につけ、それらに基づく今日的諸課題の発見・解決の成果を社会に発信できるような高度な女性の専門家を養成するため、生活環境科学専攻博士後期課程に心身健康学講座を設ける。

心身の健康問題は幅広く、そして心と身体の健康についての関連や心身の健康を維持・向上させるための実践が重要になる場合もあることから、本講座は、生理学の視点から身体の健康について科学的に研究する生活健康科学の領域、体育学の視点から健康の維持・増進にかかることについて研究するスポーツ科学の領域、そして、心理学の視点から心の健康について研究する臨床心理学の領域から構成する。また、人文科学専攻や自然科学専攻など他専攻の関連研究領域の資源も活用可能な研究教育体制が構築されている。特に、人文科学系の学部と博士前期課程では、国家資格である公認心理師受験資格取得のために関連科目を学生が相互に履修できるようにしており、博士後期課程では、学位論文指導や学位審査に関する協力関係なども確立されており、教育・研究の両面で、必要な対応が可能となる柔軟な体制が構築されている。このように必要に応じて、多様な分野からのアプローチとともに、本学の特徴である女性の視点を生かした高度な研究を継続することでその成果を社会に還元することができる。

本講座の提供する教育課程修了後の進路・キャリアパスとしては、高等教育機関の研究職のほか、以下のようなものが想定できる。生活健康学領域においては、民間企業や法人で高度な生理学的知識と実験方法を用いて、健康増進や健康の維持、快適性に役立つ製品やサービスを開発する健康分野の研究開発職など、また、スポーツ科学領域においては、高度なスポーツ科学的知識と方法を用いて、民間企業におけるスポーツ・健康関連の研究開発職や国立スポーツ科学センター等の研究職及び専門的知識・課題解決能力を要する官公庁行政官など、そして、臨床心理学領域においては、博士前期までの課程において臨床心理士・公認心理師の受験資格を取得し、修了後には、医療・教育・福祉・司法等多様なフィールドにおいて高度な心理専門職(心理士やカウンセラー)などの進路が期待される。こころの問題が複雑化する現代社会においては、心理の専門職はますます需要が高まることが予想されており、心理の専門職である臨床心理士・公認心理師を養成する高等教育機関においては、研究職に加え、実務指導者としてのキャリアパスも考えられる。

情報衣環境学講座: 本講座は、生活者の視点からの科学技術を応用し、素材学や管理学の分野に代表される衣環境学領域や、人工知能・コンピュータシステムに代表される生活

情報通信科学領域において優れた実績を積み重ね、我が国の女性人材の育成に貢献してきた。現在の日本社会が抱える課題の一つである女性技術者・研究者や社会で活躍する女性リーダーの育成という観点からは、従来の理学や工学の基盤を更に強化し、全体の学術的基盤を底上げしながら、理学・工学的な手法で再認識された知識や解決方法を生活者や消費者に効率的に還元することによって、生活環境をより質的に向上させる担い手の育成が期待されている。また、経験に裏付けられた直感や感性に加え、緻密なデータ処理能力やデータ解析能力を身につけた、普遍的真理を追究する研究能力を持つ人材の養成も期待されている。このような社会の要請に応えるために、大学院における教育研究の場を提供する必要がある。

本講座の中心的な学問分野は、衣環境学領域では材料化学、界面化学であり、生活情報通信科学領域では人工知能、コンピュータシステム、エージェント、計算理論である。

衣環境学領域では、高度な知識を活かした独創性の高い界面化学の基礎研究への動機づけを高め、界面化学や管理学と関わる洗浄科学、物理化学や素材学と関わる繊維構造学、衣環境材料学などの教育研究の場を提供する。これらの教育を受けた学生には、衣環境学に関連する自然科学分野の高い水準の基礎学力、安全で快適な衣環境を設計し持続可能社会へ貢献できる能力、衣環境や衣生活に関する問題解決のための研究を遂行する能力が備わり、官公庁・教育研究機関、民間企業研究所など各方面で主導的役割を果たすことができる人材としてのキャリアパスが得られる。

生活情報通信科学領域では、最先端 I C T の知識と技術を活かした独立性の高い研究開発への動機づけを高め、コンピュータシステム関連分野における人工知能用プロセッサを含むアーキテクチャならびにシステムソフトウェアの教育研究、ソフトウェア工学関連分野におけるプロジェクトマネジメントを中心とした情報システムの設計開発に関わる教育研究、アプリケーション関連分野におけるライフコンピューティングを中核に据えた人工知能や知的エージェントの教育研究、情報基礎関連分野における計算理論に関わる教育研究、などの場を提供する。これらの教育を受けた学生には、様々な分野での問題に対する新たな解決法を考案する能力、情報科学に関する最先端技術を身につけ主体的に課題を見つけ出し解決していく能力、高度な専門知識を社会へ還元するための情報発信能力とコミュニケーション能力が備わり、官公庁・教育研究機関、ICT 系企業の中央研究所等で主導的役割を果たす人材としてのキャリアパスが得られる。

住環境学講座 住環境学は、安全・安心・快適な生活を可能とし、自然環境とも共生可能な住環境（生活空間）を総合的に創り上げることを目指した学問体系である。第二次世界大戦後の復興、高度経済成長を経て世界有数の経済大国となった我が国ではあるが、我々の暮らしを支える生活空間は今なお数多くの課題を抱えている。

まず広いスケールの問題に目を向けると、地球温暖化に代表される気候変動に伴い発生頻度の増した台風・大雪などの極端気象、並びに将来の発生が危惧される大規模地震等に

対応するハード（老朽化インフラの修繕など）、ソフト（災害対応システム整備、地域住民への情報提供・啓発など）両面での対応が求められている。また、視点を国内に移すと、少子高齢化に伴う高齢化・人口減少社会への対応、高度情報化社会の進展への対応、男女共同参画社会の構築、家族形態の多様化への対応など、数多くの課題に直面している。これらの課題は今後の国内外の情勢、社会の発展、個人の嗜好・ライフスタイルの変化等に従い進展・変容するため、我々はこれらを的確に把握し、対応することのできる自発的な市民の育成、並びに社会の形成が求められる。

住環境学講座は、日常的な生活から地球環境に関わる諸問題を生活者の視点から総合的に捉え、社会が求める安全で安心できる住まい、かつ快適で魅力的な住環境という要請に応え、住宅から都市にいたる多様な環境と人間生活のあるべき関係に配慮した住環境の構築と管理運営に関する幅の広い知識と技能を有する高度専門職業人や研究者を養成する。本講座では、社会科学的方法を援用する住居論をはじめ、政策論、環境工学、構造工学、デザイン論などの多様な方法を用いた幅広い教育・研究を実施する。これらの幅広い教育・研究を通じて養成された本講座の修了生の進路としては、①大学、高等専門学校等の教育機関における工学（建築）系、家政（住居）系の教員、②国立・都道府県立の研究所の研究員、③大手民間企業（メーカー、ゼネコン等）の技術研究所・コンサルタントの研究員、④国・地方自治体における当該地域の将来像を多様な視点に基づき構想・提案できる公務員、⑤専門性を要求される民間企業の技術系社員、などが想定される。

生活文化学講座：2017年の男女格差を指数化した「ジェンダーギャップ指数」のランキングにおいて、日本が144か国中114位であったことは、日本社会に改めて大きな衝撃を与えた。女性国会議員の割合に至っては193か国中、160位（2018年）で、女性リーダーの育成を使命とする国立女子大学である本学は、現状の教育課程の再検討を迫られているといえる。このような状況の中で、本講座は、これまで学部および大学院博士前期課程教育で実践してきた“「生活」に視座を据えた女性リーダーの養成”のためのカリキュラムを、博士後期課程にも反映させることを企図して組織変更する。学部・博士前期課程・博士後期課程の教育プログラムが貫徹されることで、国際的に通用する教養を備えた女性リーダーの育成という課題に応えることが可能になると確信する。

本講座は生活環境にかかわるあらゆる事象のなかに研究対象を見出すことを特徴とし、発見した問題を人文科学もしくは社会科学領域の研究方法で分析する。したがって学問分野は歴史学、家族社会学、リスク社会学、社会心理学、法学、ジェンダー論と多岐にわたる。

修了生は、本講座において国際性、リーダーシップ、幅広い問題発見能力と分析力を身に着けることによって、国際社会で、そして地域においても、男女共同参画社会の実現に貢献する人材として活躍できる。具体的な進路としては、人文科学・社会科学・家政学系の大学教員、博物館・美術館の研究員、国連等の国際公務員、国家公務員・地方公務員、

マスコミなど生活関連領域にかかわる一般企業の管理職、NGO・NPOの専門職を想定している。

以上のように、本専攻では、生活環境科学系の博士号の称号を持つ多くの女性人材を輩出してきたこれまでの実績を生かしながら、急激に複雑化・高度化する現代において、高度な生活環境科学の知識を備え社会をリードして行くことができる女性研究者や高度専門職業人を育成する教育課程として構想した。

(3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学大学院は、研究科全体（博士前期課程・博士後期課程）を通して次のような学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を掲げている。

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科は、個々の学問領域における専門的な教育研究を推進するとともに、それを基盤として新たに学際的な教育研究を創出することによって、個性豊かで自立した研究者や高度な専門職業人を育成することを目指している。そして、このような女性リーダーの輩出によって、男女共同参画社会の実現や国際社会に貢献したいと考えている。このような観点から、以下のような能力を有すると共に、所属専攻において定める所定の単位履修要件を満たし、学問や社会の発展に貢献できる研究成果を得て学位論文またはそれに相当する成果を提出した学生に、前期課程では修士、後期課程では博士の学位を授与する。

- ・それぞれの分野に関する高い専門的能力を身につけ、研究者や高度専門職業人として人間社会の福利や安全、地球環境の改善など社会の発展に貢献し得る女性リーダーとしての資質を有している。
- ・高い専門性と共に深い教養を有し、状況に応じて柔軟に自らの専門知識や技術・経験を生かして課題を解決し、新たな知や価値を見出すことのできる創造性を有している。
- ・よりよい国際社会の実現に貢献できる国際性を身につけている。

上記の大学院人間文化総合科学研究科ディプロマ・ポリシーを受け、生活環境科学専攻では、さらに以下のような専攻のディプロマ・ポリシーを掲げている。

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活環境科学専攻

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

《教育理念と目的》

生活環境科学専攻は、生活に根ざした理論と実践の総合的学知を提供し、主体的でリーダーシップを発揮でき、幅広い知識と高度な研究能力、技術を備え、高度専門職業人とし

て社会に貢献する人材を養成する。

《身につけるべき力》

- ・ 広い視野に立って生活環境科学に関する知識を探究するための論理的思考力
- ・ 高度な専門職として活動するための確固たる課題解決能力と企画提案・遂行力
- ・ 豊かな学際性と、現代社会の諸課題に提言しうる実践性とを備えた研究能力

《学位授与の要件》

上記の資質・能力を身に付け、所定の期間在学してカリキュラム・ポリシーに沿って設定された授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に博士の学位を授与する。付記する専攻分野の名称は「生活環境学」、「社会科学」、「情報科学」、「理学」、「学術」のいずれかで、学位論文の内容が生活環境学に関連した内容が主である場合には博士（生活環境学）、情報科学に関連した内容が主である場合には博士（情報科学）、理学的な内容が中心的な位置を占める場合には博士（理学）、社会科学に関連した内容が主である場合には博士（社会科学）の学位を授与し、複合的・学際的な内容が多く含まれていたり学際領域の分野に該当したりする場合には、博士（学術）を授与する。

2. 研究科・専攻の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称

奈良女子大学では、昭和 55 年、大学院文学研究科に 3 年制独立専攻の博士課程として比較文化学専攻が設置された。翌昭和 56 年、この比較文化学専攻と新設の生活環境学専攻からなる新しい研究科の設置が認められ、「人間文化研究科」の名称を用い発足することとなった。これは、この新たな研究科が「人間と文化」を中心とした研究教育領域から成ったためである。その後、日本社会は情報化、高度化、多元化、国際化など急速な変化をとげ、新しい生活様式を構築する必要性に迫られてきた。そこで、大学院博士課程は、第一期の組織変更（平成 10 年度と 11 年度）と第二期の組織変更（平成 15 年度）を行い「学際性」「専門性の高度化」「個性化の確立」「人材養成を通しての社会貢献」を推進し、競争力のある大学院を目指すこととなった。このうち第一期の組織変更では、自然科学系の学問領域の重要性に鑑み、複合領域科学専攻、人間環境科学専攻を新設した。第二期の組織変更では、自然科学系の学問領域をより明確化するために、社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻、複合現象科学専攻、の 3 専攻を設置した。そして平成 28 年度には、更に生活工学共同専攻が加わり、現在は 5 専攻に博士後期課程が設置されている。以上のようなこれまでの組織変更では、研究科としての一貫性を重視し、初期の「人間文化研究科」の名称を維持継承してきた。

これに対し今回の組織変更では、組織変更と併せて「人間文化研究科」から「人間文化総合科学研究科」へと名称を変更することを計画している。この名称変更の主な理由としては、次の二点を指摘しておきたい。

一点目は、前述した第一期、第二期の組織変更により、自然科学系の学問領域が加わり「科学」という名称を付すのに十分な教育研究体制が構築されたことにある。さらに今回の組織変更では、3 専攻で、人文科学専攻、生活環境科学専攻、自然科学専攻という「科学」の側面を明確化した専攻名称を付すことを計画している。従って、これまで積み上げてきた実績、担当教員の専門分野、今回の組織変更に関わる専攻の名称、などを踏まえて、研究科名称に「科学」を取り入れることが妥当ではないかと考えた。一点目に関しては、博士後期課程に所属し実験的・自然科学的手法を用いた研究を進めている学生・教員が、就職活動や外部企業との共同研究などの場に臨んだ際、自身の研究領域が研究科に存在することが見えにくい、という声を踏まえて検討した結果でもある。

二点目は、今後の教育研究の方向性を示す「総合」というキーワードにある。今後の社会に求められる学問は、基盤的学問分野の境界領域や異分野の複合的かつ総合的な取り組み

みを起点とすると考えられる。そして、それらが実社会に応用され我々の生活を大きく改善することが期待される。このような点から、先端の学問・研究分野は固定化されることがなく、むしろ流動的でかつ異質な分野の結びつきから萌芽することが予想される。従って、現時点での学際領域や複合科学を基盤とした教育カリキュラムを長期的に固定化することには問題があり、次世代の豊かな可能性を開き出すことにもつながりかねない。この先起こりうる学問の流動化を力強く保障するためには、逆に、基礎となる学問分野における教育研究を充実・進化させた上で、それらの垣根を低くし、学生を含む研究者が個々のアイデアに応じて複数の学問を学べるコンパクトな環境を提供することが重要である。この方向性を端的に表す言葉として「総合科学」が適切であると判断した。

以上のように、本学大学院「人間文化研究科」のこれまでの組織変更の経緯、「科学」を標榜し得る教員組織の構成やこれまでの教育研究の実績に基づき、今後の社会に貢献する「総合科学」という方向性を明示するために、現行の「人間文化研究科」という研究科名称を「人間文化総合科学研究科」に変更することを計画した。

今回の組織変更では、平成 28 年度にお茶の水女子大学と共同して設置した生活工学共同専攻（定員 2 名）をのぞく、他の旧 4 専攻博士後期課程（比較文化学専攻（定員 10 名）、社会生活環境学専攻（定員 15 名）、共生自然科学専攻（定員 8 名）、複合現象科学専攻（定員 3 名））を、人文科学専攻博士後期課程（定員 12 名）、生活環境科学専攻博士後期課程（定員 14 名）、自然科学専攻博士後期課程（定員 10 名）の 3 専攻に改変する（資料 1～3）。これは既述したとおり、基盤となる学問・研究分野を研究科を構成する各専攻の基本的な単位として置き、多様な学問分野が複合・融合して構築する新しい先端的な学問分野については、専攻を横断する教育プログラムの仕組みを導入することで両者を担保することを考えたためである。

本学大学院人間文化総合科学研究科に新たに設置する上記の 3 専攻は、いずれも、本学の学部や博士前期課程の既存組織を基盤として設置する専攻である。すなわち、生活環境科学専攻博士後期課程は、生活環境学部や生活環境科学系 5 専攻（食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻）の博士前期課程を基盤とした専攻であり、担当する専任教員はすべて、本学研究院生活環境科学系に所属している。また、研究科の名称を「人間文化研究科」から「人間文化総合科学研究科」と変更することと関係して、研究活動が教育課程の中心を占める大学院 3 専攻の博士後期課程で「科学」の側面を明確化した専攻名称を付すという方針で臨んだ背景もある。以上のような経緯も踏まえ、専攻の名称を「生活環境科学専攻」とすることとした。

(2) 学位の名称

今回の組織変更では、学位については、これまで本学大学院で授与してきた名称を踏襲し、変更の予定はなく、生活環境科学専攻では以下の学位を授与する（資料1）。

博士（生活環境学）	（英文 Doctor of Human Life and Environment）
博士（社会科学）	（英文 Doctor of Social Science）
博士（情報科学）	（英文 Doctor of Computer Science）
博士（理学）	（英文 Doctor of Science）
博士（学術）	（英文 Doctor of Philosophy）

学位の名称は「生活環境学」、「社会科学」、「情報科学」、「理学」、「学術」のいずれかで、学位論文の内容が生活環境学に関連した内容が主である場合には博士（生活環境学）、社会科学に関連した内容が主である場合には博士（社会科学）、情報科学に関連した内容が主である場合には博士（情報科学）、理学的な内容が主である場合には博士（理学）の学位を授与し、複合的・学際的な内容が多く含まれていたり学際領域の分野に該当したりする場合には、博士（学術）を授与する。特に、後述する複合系の履修系列を選択した学生に対して、博士（学術）が授与される場合が多いことが想定される。

なお、学位の名称を決定するにあたっては、入学時及び各年次における履修指導の際に、学生の希望も考慮しながら指導教員が十分に検討し、学位に相応しい履修科目及び研究内容を指導し、最終的に提出された学位申請論文の内容が考慮される。最終的には、学位申請者の申請希望を基に、被審査論文の内容に応じて学位審査委員会における最終審査の場で原案を作成し、専攻会議における承認手続きを経た上で、大学院人間文化総合科学研究科教授会において決定される。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の方針、特色

生活環境科学専攻では、多様な生活環境科学系学問分野の固有の学問領域の研究を深化させるとともに、これらの高度な専門教育を通して、これまで分化の方向に発展してきた諸科学を統合する知見、すなわち「諸科学の生活環境科学的意味づけ」を追求することで、高度な専門知識、実践的分析能力と多様な社会や生活に対する学際的な視野を持った研究者・高度専門職業人を育成するにふさわしい教育課程を編成する。そして前述した各々の博士の学位の認定に十分なカリキュラムや履修指導システムを構築した。

本専攻では、本学人間文化総合科学研究科の生活環境科学系の5専攻博士前期課程である食物栄養学専攻博士前期課程、心身健康学専攻博士前期課程、情報衣環境学専攻博士前期課程、住環境学専攻博士前期課程、生活文化学専攻博士前期課程からの進学者だけでなく、本学内の関連する分野の他専攻の前期課程からの進学者（例えば人文科学系の人間科学専攻博士前期課程心理学コースから本専攻の心身健康学講座（臨床心理学領域）への進学者など）を主な入学対象者として想定しているが、これ以外にも、他大学大学院において関連分野の博士前期課程を修了した女子、ならびに学位未取得の現職大学教員や高度専門職業人、民間企業で就業経験を有する女性社会人などを主な入学対象者として想定している。すなわち、大学院博士後期課程入学時から生活環境科学専攻内の特定テーマや研究領域に深い関心と知識及び経験があることが前提となるため、入学後、直ちに各自の研究を開始できるような配慮が必要である。従って授業カリキュラムについても、博士前期課程と比べ、入学当初から、専門深化に資する、より高度な内容の授業科目が選択できるよう構成する。これに加え、ともすれば専門深化にのみ拘泥してしまいがちな大学院教育の危険性を回避するために、自身の研究面での視野を広げるための工夫も織り込んだ教育課程を編成すべきと考えた。ただし両者のウエイトの置き方については、研究領域・研究分野毎、あるいは大学院教育を取り巻く社会的要請などによって、いくつかのバリエーションも考えられるため、修了要件や履修方法の違いによって大きく、専修系と複合系の2種類の履修系列を設けた（資料3）。

専修系の履修系列を選択する学生は、専門研究領域の深化にウエイトを置きながら、その内容を俯瞰できるだけの視野の広さや学際性を身につけるための修了要件を設定した。複合系の履修系列を選択する学生は、専門研究領域を基盤に置きながら、隣接分野や関連他分野の研究と融合を意識しながら、先端的研究領域に挑戦するための修了要件を設定した。各々の履修系列における修了要件については「3 教育課程の編成の考え方及び特色（2）カリキュラム・ポリシー」や「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」

で、複合系履修系列で設定される複合系プログラムの具体的内容等については「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」で述べる。なお、複合系の履修系列を選択し、複合系プログラムを修了した学生には、博士の学位記とは別に、各プログラムの名称を記した、複合系プログラム修了証を授与する。

前述のような専修系・複合系の履修系列を構築するために、本学大学院人間文化総合科学研究科では、①大学院共通科目群、②複合系プログラム科目群、③専門科目群、④論文等作成群を設け、教育課程を編成することとした。各科目群の区分設定の理由と特徴は次のとおりである。

① 大学院共通科目群

本学の学内研究施設として設置されているアジア・ジェンダー文化学研究センターと、大和・紀伊半島学研究所内に設置されている共生科学研究センターおよび古代学・聖地学研究センターの3つの研究センターが行う研究活動に関連して、博士後期課程学生を対象としたセミナーや演習を行う授業科目を、大学院共通科目群として設定した。これらの大学院共通科目は、3センターが取り組んでいる最新の先端・融合的研究活動のいずれかと深い関係性を有し、共生科学複合系プログラム、古代学・聖地学複合系プログラム、ジェンダー学複合系プログラムのいずれかを構成する授業科目として位置付けた。そのため、これらの授業内容は年度毎に変わり、常に最新の研究動向が反映される内容となるため、同名の授業科目にA、B、Cを付し、博士後期課程のいずれの年次に履修しても複数回、単位を修得できるよう配慮した。当該の授業科目は、企画・運営まで含めたシンポジウムやセミナーの実施など、先端的な研究活動を反映した柔軟な授業活動を想定しているため、1単位の不定期集中形式で実施することを基本として設定した。これらの授業科目は、多分に、分野横断的・融合的な要素を持つことから、学生がどのような専門分野の研究を進めているかによらず、自身の研究を俯瞰的に見る機会を提供することにもつながると期待できる。そのような点から、所属専攻に関わらず、博士後期課程在籍のすべての学生が履修選択可能で、修了要件単位として認定可能な授業科目として位置付けるために、大学院共通科目群として設定した。

大学院共通科目群の中には、複合系プログラムと密接な関係を有する上記授業科目の他に、後期課程所属学生のキャリア開発を支援・充実化させるためのキャリア形成科目も用意した。キャリア形成科目も、所属専攻に関わらず、博士後期課程在籍のすべての学生が履修選択可能で、修了要件単位として認定可能な授業科目として位置付けるために、大学院共通科目群として設定した。キャリア形成科目の授業内容は、年度毎の最新の社会情勢や研究動向が反映されるため、同名の授業科目にA、Bを付し、1単位の不定期集中形式で実施し、博士後期課程のいずれの年次に履修しても複数回、単位を修得できるよう配慮した。

② 複合系プログラム科目群

上記①の大学院共通科目に含まれる複合系プログラム科目以外に、他専攻で開講される専門科目のうち、各複合系プログラムと関連の深い内容を含むものは、隣接分野の教育研究に視野を広げさせる効果を持つことが期待される。生活環境科学専攻所属の学生に対し、このような他専攻で開講される科目の履修を推奨するために、複合系プログラムと関係が深く、修了要件単位として認定可能な授業科目を、複合系プログラム科目群としてまとめた。

複合系プログラム科目群の中には、共生科学複合系プログラム、古代学・聖地学複合系プログラム、ジェンダー文化学複合系プログラムの各プログラム毎に、他専攻の専門科目として開講される授業科目が複合系プログラム科目として配置されている。履修年次については、各々の専攻での開講方式に準ずるものとする。

③ 専門科目群

本専攻における高度で先端的な専門教育の中核を担う科目は、専門科目群として位置づけた。専門科目は、専攻を担当する本学の専任教員の専門分野に関連する科目として設定しており、例えば「分子栄養論」、「分子栄養論演習」のように講義2単位と演習2単位を基本的な授業カリキュラムの組み合わせとして、前者において座学形式による関連知識の習得を行い、後者において少人数形式での論文抄読・発表や討議を行う。このような専門科目の履修を通じて、自身の研究の意義や、研究テーマの位置づけを明確化しながら、博士論文作成のための基盤づくりとして活用する。履修年次については、講座や学問分野の特性、授業科目の内容等に応じ、一部の授業科目で、1年次における履修、1・2年次での履修を推奨するものとしたが、その他については履修年次の指定を設けなかった。

④ 論文等作成群

博士後期課程の修了に当たって、学生は、それまでの博士後期課程における研究活動の成果を総合して博士論文を執筆・完成させるが、これと関連して、主任指導教員の行う博士論文執筆指導を受けることを必修とする。博士論文の執筆指導については、当該の学生が在籍する期間（1～3年次）を通して継続して行われるので、2単位の授業科目として設定した。研究指導の具体的方法については、「教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の項における「研究指導の方法」及び「修了要件」の中で詳述する。

（2）カリキュラム・ポリシー

本学大学院は、研究科全体（博士前期課程・後期課程）を通して次のような学びの道筋（カリキュラム・ポリシー）を掲げ、Webページ等で公表している。

奈良女子大学大学院は、学生に、学位授与の方針に掲げる高い専門的能力および深い教養を修得させるため、専門分野の基礎から最先端に関する専門科目、深い教養を目指す大学院教養科目、及び実践科目などを体系的に編成し、講義、演習、実験・実習等を適切に組合せた授業展開を行っている。また本学では、学部と大学院教育の緊密な連携を重視した6年一貫のカリキュラムも導入し、学生の多様な目標に対応できるようにしている。さらに、外国語の専門書や原著論文の講読、国際会議での研究成果発表に加え、海外の大学との交流など、国際性を身につけるためのカリキュラムを積極的に取り入れている。そして、学生が高度な研究成果を得て学位論文を執筆することができるよう、少人数教育の利点を生かし、きめ細やかで丁寧な研究指導を行う。

研究科の中に設置する生活環境科学専攻は、上記のような研究科全体のカリキュラム・ポリシーを基盤に置きながら、以下のような考え方をもとに、各専攻毎の特色を生かした組織として構築した。

生活環境科学専攻のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

《基本的なカリキュラム構造》

生活環境科学専攻の学生は、自ら志望する研究分野をもとに、専門性を深化させるための専修系履修系列と、諸学問を複合的に洞察するための複合系履修系列のいずれかを選択する。

専修系の履修系列を選択した学生は、論文等作成群と専門科目群の必修科目から3単位（「博士論文執筆指導」（2単位）、「研究倫理・研究マネジメント」（1単位））、専門科目群の選択科目から6単位以上、大学院共通科目群や複合系プログラム科目群の中から1単位以上を含み、合計12単位以上を履修する。

複合系の履修系列を選択した学生は、論文等作成群と専門科目群の必修科目から3単位（「博士論文執筆指導」（2単位）、「研究倫理・研究マネジメント」（1単位））、専門科目群の選択科目から3単位以上、複合系プログラム毎に指定された大学院共通科目や複合系プログラム科目の中から4単位以上を含み、合計12単位以上を履修する。

いずれの履修系列の学生も、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となる。専修系の履修系列を選択しても、学際的な視野を身につけることができるよう、その他の科目として3つの複合系プログラムやキャリア開発関連科目が提供する大学院共通科目を履修することとしている。

専門科目は学生の研究分野に応じて履修することになるが、1年次の専門科目「研究倫理・研究マネジメント」は必修科目としている。「博士論文執筆指導」は、博士後期課程在籍中（1～3年次）に継続して行われる博士論文執筆指導で、これも必修科目として位置付けた。

《教育の内容と方法》

食物栄養学講座では、健全で快適な食生活の創造を目的として、食物の栄養性・機能性・安全性・調理加工性の基礎研究及び代謝・免疫機序の解明や疾病予防の領域において、医学、農学、薬学、情報科学、食生活学、社会医学を基盤として、分子・細胞レベルから生体、さらには人の集団を対象とする疫学研究まで、食物栄養学を俯瞰できる視点での研究・教育を行う。論文作成等に係る研究指導体制を提供し、高度な専門的知識及び研究能力の獲得を促進する。

心身健康学講座では、こころとからだにかかわる生活環境、健康行動を取り巻く諸課題についての科学的議論や研究成果の発表により、問題解決能力を身につけることを重視する。そのために、細胞レベルから生体、さらには集団、社会を対象とする研究まで、広い範囲にわたって研究・教育を行う。

情報衣環境学講座では、快適・健康・安全な生活環境を創り出すために生活の実態を理解し問題点を発見した上でその改善のための方策を自ら指導的に行える人材と、現代社会のICT環境を構成しつつあるライフ・コンピューティングの観点から生活環境を改善する技術を開発し社会に発信できる人材を育成することを目的とし、より良い生活環境を創出する情報衣環境学の展開を目指す。

住環境学講座では、安全・安心で、快適に生活することができる住環境を計画、設計、管理するために、住宅から都市にいたる多様な環境と人間生活のあるべき関係を、生活者の視点から構築するための、理論的かつ柔軟な考察力を身につけることを重視する。そのために、住宅から都市に至る多様な住環境の特性を踏まえたうえで、そのあり方を人間生活に関連づけて探求するとともに、その計画、設計、建設、管理に関わる技術や制度について教育・研究する。

生活文化学講座では、個人・家族・地域といった様々なレベルでの生活文化の課題を分析するために、社会学・経済学・歴史学・法学・社会心理学・ジェンダー論など、人文科学・社会科学にわたる多様な領域のアプローチ方法を学ぶ。ここには日本・アジア・欧米の各地域研究も含まれる。個別論文指導では副指導体制を重視し、上記の学びを各自の専門研究の視野と方法論を学際的なものに深化・発展させることに直結させる。

《学修成果の評価》

開講科目は、シラバスにその成績評価の方法（定期試験、レポート、授業での発表等）とその割合を明示する。学修成果の評価は、科目の特性に応じて、公正かつ的確に実施する。博士論文は、提出された論文と口頭試問により評価する。

（３）学生の受け入れ

本専攻の入学定員は、１年次１４名、収容定員４２名で、入学時期は４月及び１０月（以下、秋季入学と呼ぶ）とする。入学者選抜は、夏季及び冬季に実施し、４月入学者の選抜とな

る冬季の選抜は、定員 14 名を明示して実施する。夏季の選抜における募集定員は、4 月入学者の入学状況も踏まえながら実施するため、若干名として実施する。また、海外の多様な教育課程を経て本学大学院に入学を希望する学生に対し広く門戸を開くため、留学生特別選抜を実施する。更に、特に多様な社会経験を有する志願者の特性に十分配慮しながら選抜を行うことを前提として、後述するような社会人特別選抜を実施する。

本専攻で開講される授業科目は、原則として、学期（前期、後期）毎に開講されるいわゆるセメスター制に基づいて設計されているため、入学時期の異なる学生にも基本的な教育課程の体系性は確保されている。複合系プログラム科目群の一部の授業科目では、同名の科目名称にⅠ、Ⅱと履修順序が指定されているものがあるが、秋季入学生の場合でも、博士後期課程 1 回生時の後半期（秋季入学生の場合 4～9 月）にⅠ、2 回生時の前半期（秋季入学生の場合 10～翌年 3 月）にⅡを履修することで大きな不都合が生ずることは無い。また専攻の専門科目の多くは、前期に講義、後期に演習の形態をとるものが多いが、秋季入学生にとって演習科目から先に履修することになったとしても、原則として大きな不都合が生ずることが無いよう授業内容が構想されている。その他大学院共通科目については 4～9 月期にセミナー系の授業が、10～3 月期に演習系・セミナー系の授業が開講される構成となっており、他の授業科目の受講を前提としない独立した科目として設計されているので、履修順序を問わず、いずれの学期にも受講が可能である。

なお秋季入学生については、「研究倫理・研究マネジメント」を博士後期課程 1 回生時の後半期（秋季入学生の場合 4～9 月）に履修することになるが、これについても特に大きな問題となることは無いと捉えている。社会人特別選抜を経て入学する社会人学生など、特に早期の対応が必要となる場合については、個別の学生の事情に応じた柔軟な対応を行うことを予定している。なお、修了要件を踏まえた秋季入学生の履修モデル（授業配置）については、「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の章で、あらためて述べる。

以上のように、あらかじめ秋季入学生の受け入れを想定した教育課程の制度設計をおこなっているため、この件で教員の負担が過重になったり、教育体制に不都合が生じたりすることは無いものと考えている。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成と入学定員

1) 専任教員の職名と人数

	60 歳以上	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳
教 授	8 (7)	11 (10)	1 (1)	0 (0)
准教授	0 (0)	9 (7)	9 (5)	0 (0)
講 師	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)
小計	8 (7)	20 (17)	11 (6)	1 (1)

(備考) カッコ書きは、研究指導マル合教員の数。講師 2 名の中には、授業担当のみ教員 1 名を含む。

2) 入学定員

生活環境科学専攻 14 名 / 収容定員 42 名

(2) 教員配置の考え方及び特色

今回の博士後期課程と関わる組織変更で、人間文化総合科学研究科の生活環境科学専攻は、生活環境学部と生活環境学部担当教員が兼任する 5 専攻博士前期課程（食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報衣環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻）を基盤とする専攻として改変することとした。したがって、上記の博士前期課程を担当し、設置完成年度まで本学に在職予定の専任の教授・准教授・講師の多くが博士後期課程も担当することを予定している。これによって、生活環境科学専攻には、医学、農学、薬学、情報科学、食生活学、社会医学、生理学、スポーツ科学、臨床心理学、コロイド化学、衣環境学、住環境学、社会学、経済学、歴史学、法学、社会心理学など、生活環境科学の広範囲な研究領域におよぶ専任教員が配置されることになる。

研究体制および教員組織と関連して、特に専任教員（上記（1）-1））について見ると、生活環境科学専攻全体を通して 60 歳代教授が 8 名（うち研究指導マル合教員 7 名）、50 歳代教授が 11 名（うち研究指導マル合教員 10 名）、准教授が 9 名（うち研究指導マル合教員 7 名）、40 歳代教授が 1 名（うち研究指導マル合教員 1 名）、准教授 9 名（うち研究指導マル合教員 5 名）、講師 1 名（うち研究指導マル合教員 0 名）、30 歳代講師 1 名（うち研究指導マル合教員 1 名）となっている。このように、教育上主要と認める授業科目の担当教員として、また、主要な分野の研究指導教員として、十分な経験と知識を持つ専任のマル合教授・准教授・講師を相当数配置している。そして、それらの教員が若手教員を指導することにより、教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を促すことのできる構成と

なっている。年齢構成からみると、50歳代教員数が多いものの、30歳代、40歳代の専任教員も一定程度配置しており、専攻組織の継続性にも配慮した教員組織を構築している。

本学の定年は「国立大学法人奈良女子大学職員就業規則（資料4）」により65歳と定められている。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

授業は、本専攻における研究領域を広くカバーするために、前述した①大学院共通科目群、②複合系プログラム科目群、③専門科目群、④論文等作成群の4群から成り、本専攻における学位論文が有機的かつ横断的つながりを持って執筆され、学位授与へと導くための研究プロセスを踏まえた適切な研究教育指導が実践できるように配慮した。

専門科目の「研究倫理・研究マネジメント」は、研究者や高度専門職業人として身につけるべき倫理や研究態度について学ぶと同時に、各種の研究プロジェクトを企画・立案・申請するために必要となる基礎的事項について実践的に学ぶための授業として、1年次から履修すべき専攻共通の1単位必修科目として位置づけた。その他の専門科目は、すべて選択科目として配置し、学生の専門研究領域の深化を推進する中核的な授業科目群として位置づけた。専門科目の選択科目は、講義2単位と演習2単位を基本的な授業カリキュラムの組み合わせとし、前者において座学形式による関連知識の習得、後者において少人数形式での論文抄読・発表や討議を行う。

大学院共通科目群は、複合系プログラムと関係づけられ、各プログラム毎に設定されている目的や趣旨に沿った最先端で分野融合的・複合的な内容を意識した、シンポジウムやセミナーなどの企画・立案・参加などを中核に据えた授業科目である。本学人間文化総合科学研究科の人文科学専攻、生活環境科学専攻、自然科学専攻のいずれの専攻に所属する学生にも履修を推奨できるよう、選択履修可能な科目として位置づけている。また、大学院共通科目群の複合系プログラム科目とともに、キャリア形成科目も大学院共通科目群に含めた。キャリア形成科目は、インターンシップの実践や、学生の博士後期課程修了後のキャリア形成を見据えた各種の取り組みに参加する演習形式の科目である。大学院共通科目は、いずれも、不定期集中の1単位の授業科目として設定しており、可能な部分については、社会人学生を含めた受講生の勉学研究スケジュールを考慮した対応を行う。

複合系プログラム科目群は、複合系プログラムと関連した内容を含む、他専攻で開講される専門科目を配置している。複合系の履修系列を選択した学生は、大学院共通科目群または複合系プログラム科目群の中から、自分の選択した複合系プログラムと関連する科目を4単位以上履修しなければならない。専修系の履修系列を選択した学生でも、隣接分野の学問領域や複合的・融合的な学問領域に触れることで、研究の視野を広げる機会を持たせる意味で、大学院共通科目群または複合系プログラム科目群の中から1単位以上履修することを求めている。

論文等作成群の「博士論文執筆指導」は、博士論文執筆のための研究指導および執筆活動を2単位として認定することとした。「博士論文執筆指導」については、当該の学生が在籍する期間（1～3年次）を通して継続して行われ、1年次に履修登録を行い、博士論文が提出され、博士の学位が授与されることが決まった段階で単位認定されることになる。

本専攻における博士後期課程の1学年の定員は14名であるため、ほとんどの授業は少人数編成で実施することが可能で、教育効果の高い、理想的な受講生規模となっている。大学院共通科目や複合系プログラム科目の場合、受講可能な学生の範囲が他専攻にも広がるため、受講生数は多少増える可能性がある。しかしながら該当する科目が選択科目で、その数が多数におよぶことから、実質的にはほとんどの授業科目を少人数編成で実施することが可能であると想定される。

専門科目の必修科目「研究倫理・研究マネジメント（1単位）」は、博士後期課程の研究活動において欠かすことのできない要素を含むことから、入学後、早い段階での履修が望ましいと考え、原則として1年次に履修しなければならないこととした。一方、大学院共通科目と専門科目については、適宜、最先端の研究動向に柔軟に対応した教育研究活動を行う必要のある博士後期課程の特性を踏まえ、基本的に履修年次の区分を設けなかった。なお、博士後期課程の修了要件単位が合計12単位以上とさほど多くはないことから、年間の履修単位数上限については、特に設定しなかった。

（2）履修系列と複合系履修系列

大学院修了者に対する社会の多様な要求に対応するため、本学大学院では、研究者養成のみならず、高度な専門的知識を有する職業人の養成をも行う。その社会的使命にふさわしい教育を展開するために、所属専攻に開設された特定分野における研究力の深化を目指す専修系履修系列に加え、先端的・複合領域的な分野にまで視野を広げた多様なタイプの優秀な人材を養成する複合系履修系列を設ける。複合系履修系列で設定されている3つの履修プログラムの内容は下記のとおりである。

（共生科学複合系プログラム）

地球というエコシステムの一部である人間は、自然環境や社会環境から影響を受けながら、一方でこれらの環境を改変しつつ、地球環境に大きな負荷を与えるようになった。環境問題・エネルギー問題・景観問題、自然災害やコミュニティの解体など、われわれの生きる現代社会では、さまざまな課題が山積しており、それらの課題にどのように対応し、どのように破綻を回避するか、すなわち「持続可能な社会・環境はいかに構築可能か」と

いう視点が求められている。本プログラムでは、そうした必要性に応えるべく、生物と環境、人間と社会・文化、社会・文化と自然などの共生的関係の科学的な理解と、その持続可能な関係性の構築を担うために必要となる基礎的素養を身に付けるためのプログラムを実施する。

(古代学・聖地学複合系プログラム)

奈良女子大学の古代学・聖地学研究センターは、古代日本の中心であった奈良に立地するという特色を活かし、歴史学・考古学・地理学・言語学・文学・美術史学、それに理系の研究者なども含めた幅広い分野の研究者が、古代日本や聖地の実態とその特色を、東アジアという広い視野の下で学際的に活発に研究している。本プログラムは、そのような先端的・複合的研究活動の一端に触れながら、古代学・聖地学の基礎・応用研究について学ぶ。

(ジェンダー文化学複合系プログラム)

奈良女子大学大学院では、社会における女性／男性に関わる諸問題について広い視野から総合的・実践的に学び、かつ自らをエンパワーメントすることのできる授業が、専攻を越えた科目の中に点在している。また、科目名には現れていないが、ジェンダー論や女性学の視点を持ちながら専門分野の研究を進めている大学院担当教員も少なくない。本プログラムでは、それらをコア化し、分野を越えたさまざまな研究方法を導入して総合的・学際的な視野から女性学・フェミニズム論・ジェンダー研究について学ぶ。

各プログラムと関連して開講される科目については、**資料5**の〔表A〕、**資料6**の〔表B〕のとおりである。また、複合系の履修系列を選択し、複合系プログラムを履修した学生に対しては、プログラムの修了証明書を授与する。

(3) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導・研究指導は、主任指導教員が副指導教員と協力しながら以下の様に行う。

1年次：入学時に決定した主任指導教員は、年度当初、学生の相談を受けつつ、3年間を見通した長期の研究計画と1年次に行う研究の具体的な実施計画を学生に作成させる。その際、研究課題に応じた履修科目の選択や履修系列の専修系/複合系の選択についても、学生と相談しつつ決定する。その後、学生は半期毎に研究の進捗状況を主任指導教員と副指導教員に報告し、履修や研究について指導を受けるものとする。学生は、年度末に研究方針に基づいた1年間の授業科目の履修状況や研究の進捗状況を現況報告書として纏め、主・副指導教員に提出する。

2年次：年度当初に、1年次の授業科目の履修状況などを確認しつつ、主任指導教員と副指導教員とが協力しながら学生との面談を行い、履修指導・研究指導を行う。これを踏まえ、学生は2年次に履修する授業科目の選択・決定を行い、併せて、1年次に作成した長期の研究計画の見直しを行った上で具体的な研究計画を作成する。その後は、1年次と同様、半期毎に研究の進捗状況を主任指導教員と副指導教員に報告し、履修や研究について指導を受けるものとする。学生は、2年次中に博士論文の執筆に向けた中間発表を行い、年度末に研究方針に基づいたそれまでの授業科目の履修状況や研究の進捗状況を現況報告書として纏め、主任・副指導教員に提出する。

3年次：授業科目の修得状況と博士論文の執筆に向けた研究の進捗状況を踏まえ、年度当初に、3年次に行う研究の具体的な実施計画を学生に作成させる。3年次は、博士論文の作成・発表に伴う研究活動を中心に取り組みを進める。学生は、3年次のしかるべき時期までに博士論文の予備審査を受け、これに合格した場合、年度末に博士論文を提出し、博士の学位取得を目指す。

以上のような学位取得プロセスの概要をスケジュール表の形で、**資料7**に示す。

(4) 修了要件

博士後期課程は、同課程に3年以上在学し、授業科目について所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となる。同課程に在学する学生は、各自の専攻に所属しながら、入学時に専修系か複合系かのいずれかの履修系列を選択することになる。

専修系の履修系列を選択した学生は、論文等作成群と専門科目群の必修科目から3単位（「博士論文執筆指導」（2単位）、「研究倫理・研究マネジメント」（1単位））、専門科目群の選択科目から6単位以上、大学院共通科目群や複合系プログラム科目群の中から1単位以上を含み、合計12単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となる。

複合系の履修系列を選択した学生は、論文等作成群と専門科目群の必修科目から3単位（「博士論文執筆指導」（2単位）、「研究倫理・研究マネジメント」（1単位））、専門科目群の選択科目から3単位以上、複合系プログラム毎に指定された大学院共通科目や複合系プログラム科目の中から4単位以上を含み、合計12単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件となる。

なお、専門科目群の必修科目「研究倫理・研究マネジメント（１単位）」は、原則として１年次に履修しなければならない。

表：博士後期課程修了のために必要な修得単位数

履修系列	目的・趣旨	修了に必要な単位			
		「博士論文執筆指導」 および 「研究倫理・研究マネジメント」	「研究倫理・研究マネジメント」以外の 専門科目	大学院共通科目または 複合系プログラム科目	合 計
		必修	選択	選択	
専修系	専門深化	3 単位	6 単位 以上	1 単位 以上	12 単位 以上
複合系	先端・複合 ・視野拡大 等		3 単位 以上	複合系プログラムと 関係する科目から 4 単位以上	

（５）履修モデルと授業時間割

「３．教育課程の編成の考え方及び特色」で示したカリキュラム・ポリシーをもとに想定した各講座の履修モデルを資料８－１～３に示す。

履修モデルは、春入学者を対象として、育成する人材像のタイプ別に、専修系と複合系の履修系列に分けて示した。また、秋入学者の場合の履修モデルについても、一例を示した。併せて、資料９に授業科目の時間割表を示す。

（６）学位審査体制、学位論文の公表方法

博士論文の審査については、まず、本審査に入る前に、予備審査を行う。予備審査委員会は、博士後期課程を担当する教授を含む研究指導マル合教員３名以上の委員から構成され、博士論文として本審査に供することが適当と認められる研究内容や研究実績が含まれているかどうかについて審査を行う。予備審査委員会の審査結果については、研究科教授会に報告し、承認を得る。

博士論文の本審査については、審査委員会が行う。審査委員会は、博士後期課程を担当する教授を含む研究指導マル合教員３名以上の委員により構成され、論文の審査、最終試

験および学力の確認を行ない、その結果を研究科教授会に報告する。当該の審査委員会には、当該論文が対象とする研究領域の専門家以外に、他分野研究領域や指導教員以外の専任教員も加えなければならない。また必要に応じて、当該の学問分野において博士の学位を審査するに相応しい研究業績を有する学外の専門家を加えることができる。研究科教授会は、その報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、授与すべきものと決定したときは学長に報告する。

なお、審査対象となった学位論文の内容については、学位請求者自身が口頭発表を行い、その妥当性について討議を行う公聴会の開催が義務付けられている。この公聴会は、学内の全教員・全学生に公開されており、博士論文の水準を維持できるだけの透明性は担保されている。また、本審査のみではなく、その後に研究科教授会において更に審議されることにより、審査の厳密性は担保される。

博士論文の公表については、博士の学位を授与した日から1年以内にインターネット（本学学術情報センターの「奈良女子大学学術情報リポジトリ」）を利用して行う。

なお、やむを得ない事由があり、当該博士論文の全文を公表することができない場合には、研究科教授会の承認の上、全文に代えてその内容を要約したものを公表する。

（7）研究倫理教育

奈良女子大学では、同大学における倫理及び人権問題に係る啓発、教育等に関し審議・実施することを目的に、「奈良女子大学研究者行動規範」（資料 10 参照）、「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」（資料 11 参照）を定めるとともに、研究倫理審査委員会ならびに疫学研究倫理審査委員会を設置している。

本学人間文化総合科学研究科博士後期課程の各専攻における研究教育についても、当然のことながら各種倫理指針に基づいて実施されることは言うまでもない。すなわち、研究実施の可否に関しては、倫理審査委員会の判断に基づいて決定される。人間文化総合科学研究科博士後期課程における研究教育の実施に際しては、ヒト、被験者、対象者が調査研究対象となる場合や、実験動物を用いる場合、野生生物が調査研究対象となる場合など、研究倫理と深く関わる場面が少なくない。またいずれの分野においても、近年の研究不正や研究者の利益相反は、社会的にも関心の高い倫理的な問題である。したがって今回の組織変更に際しては、これまでの本学の取り組みを一層強化することを目的に、専攻科目の「研究倫理・研究マネジメント（1単位）」を新設し、その必修化を進めることとした。

本学には、疫学研究倫理審査委員会、組換えDNA実験安全委員会、研究倫理審査委員

会、ならびに、動物実験施設運営委員会が設置されており、具体的な倫理審査に関しては、これら既存委員会と関わる各規程に従う。学生の研究実施に際しても、これらの委員会の中から適切なものを選び、倫理審査を受けるものとする。

6. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は、近鉄奈良線の起点となる近鉄奈良駅から徒歩約5分で、駅から至近に位置する。大学キャンパスの校舎敷地は66,081 m²で教育・研究のために十分な面積を有している。このキャンパス内には申請時3学部（文学部、理学部、生活環境学部）と1研究科（人間文化研究科）が設置されており、平成30年5月1日現在2,681人の学部生、大学院生が在籍している。

運動施設については、キャンパス内に運動場（10,179 m²）と体育館（1,822 m²）、テニスコート3面、弓道場が併設されており、正課及び課外活動等に利用している。

人間文化総合科学研究科博士後期課程の校地、運動場についてはこれらの既存の校地等を利用する。

(2) 校舎等施設の整備計画

講義・演習関係の授業を行う際は、人文科学専攻は総合研究棟N棟、S棟、自然科学専攻は総合研究棟A棟、B棟、C棟、G棟、生活環境科学専攻は総合研究棟A棟、D棟、E棟を中心に使用する計画としている。また大学院共通の研究棟としてF棟、H棟も使用する。専任教員の教員研究室については総合研究棟内の各室に置き、現在使用している教員研究室を使用する。

生活環境科学専攻博士後期課程学生の自習室については、講座・研究分野毎に分かれて、D棟、E棟、F棟、G棟、H棟、N棟に約20室が整備されている。博士前期課程学生と共用している部屋も少なくないが、博士後期課程在籍者分についてのみ取り出してみると、部屋の広さにもよるが、おおむね1室5～10人程度で使用している。概ね、博士後期課程学生1人あたり机と椅子が1組弱、整備されており、十分な自習体制が保持されている（資料12：大学院生自習室の見取り図）。

施設・設備の整備については、「奈良女子大学の施設マネジメントに関する基本方針」（平成17年3月17日制定）、「奈良女子大学におけるユニバーサルデザイン導入計画」（平成17年3月17日制定）に基づき行っている。また、中長期的な施設整備方針として「奈良女子大学キャンパスマスタープラン2017」を平成28年度に策定し、平成29年度に一部改訂を行っている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

奈良女子大学学術情報センターは、蔵書約58万冊、雑誌約1.8万種（電子ジャーナルを

含む)を有している。データベースは、新聞記事データベースである聞蔵Ⅱ・日本の百科事典や辞書等を収録した Japan Knowledge 等を提供しており、視聴覚資料は、語学教材・DVDを中心に約1万点を整備している。

平成25年度に自動書庫を導入し、平成26年度から本格稼働しており、蔵書収容能力強化と利用者の利便性向上を図っている。

また平成27年度には耐震改修工事を行ない、1階のラーニングコモンズには、座席約60席に加え、パソコン、電子黒板等を設置し、ディスカッションやグループワークによる自主的な学習が行えるアクティブゾーンとして活用されている。また2階閲覧室は座席約125席を配置し、静かな環境で学習に取り組む従来型の図書館の機能を備えたサイレントゾーンとして、利用者の学習スタイルによるゾーニングが実現されている。

図書館連携については、平成21年度より開始した奈良県立図書情報館の資料の無料取り寄せ、及び同館で利用者が借りた資料を学術情報センター経由で返却できる遠隔地返却サービスを現在も継続しており、本学で不足する資料の利用や利便性向上に役立っている。平成24年度に締結した奈良県内国立3大学図書館間の連携協力協定により、奈良教育大学・奈良先端科学技術大学院大学で、本学学生・教職員も資料の貸出を受けることが可能となり、相互利用を行っている。また平成26年度より国立国会図書館デジタル化資料送信サービスに参加し、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち図書館間送信資料をセンター内で閲覧・複写できるようになった。

7. 基礎となる博士前期課程との関係

今回の博士後期課程の見直しでは、博士後期課程の組織と博士前期課程、あるいは関連の学部組織との繋がりが、わかり易く、見え易くなることを組織変更における重要なポイントの1つとしている。その結果、人間文化総合科学研究科の人文科学専攻（博士後期課程）は、文学部と文学部担当教員が兼任する博士前期課程3専攻（人文社会学専攻、言語文化学専攻、人間科学専攻）を基盤とする専攻、人間文化総合科学研究科生活環境科学専攻（博士後期課程）は、生活環境学部と生活環境学部担当教員が兼任する博士前期課程5専攻（食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報衣環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻）、人間文化総合科学研究科の自然科学専攻（博士後期課程）は、理学部と理学部担当教員が兼任する博士前期課程2専攻（数物科学専攻、化学生物環境学専攻）を基盤とする専攻として改変することとした（資料2）。今回の組織変更では、上記の博士前期課程を担当し、設置完成年度まで本学に在職予定の教授・准教授・講師の多くが、博士後期課程も担当することを予定している。なお、今回、組織変更の対象とはならなかった博士前期・後期課程の生活工学共同専攻（お茶の水女子大学大学院と連携した共同専攻）は、本学生活環境学部を基盤とする専攻である。

前述した通り、生活環境科学専攻（博士後期課程）は、食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報衣環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻という前期課程5専攻を担当する教員が兼担する専攻である。教育研究の柱となる専任教員の研究領域は、食品科学・調理科学、生理学、スポーツ科学、臨床心理学、素材科学、情報科学、建築・造園・都市計画学、社会学、家政学等であり、広く生活環境科学領域の全般におよぶが、資料2に示すとおり、学部や博士前期課程とのつながりは、従前の本学（旧）人間文化研究科と比べるとシンプルで学生や学外者にもわかり易い組織となっている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 学生受け入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を含む選抜方法・選抜体制

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科の入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）は、以下のとおりである。

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科は、個々の学問領域における専門的な教育研究を推進するとともに、それを基盤として新たに学際的な教育研究を創出することによって、個性豊かで自立した研究者や高度な専門職業人を育成することを目指している。そして、このような女性リーダーの輩出によって、男女共同参画社会の実現や国際社会に貢献したいと考えている。

このような理念に基づき、次のような学生の応募を希望している。

- ・基礎となる専門領域を最先端まで探究しようとする学生
- ・現代における諸問題を学際的に深く探究しようとする学生
- ・専門的知識を再構築する意欲や解明したい問題に取り組む意欲をもつ学生
- ・さまざまな分野でアジア諸国をはじめとして国際社会に貢献することを目指す学生

このような学生を適正に選抜するために、専門性に即した適切な選抜方法を実施する。

上記のような研究科全体の入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を踏まえ、各専攻では、さらに次のような入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を定めている。

【生活環境科学専攻】

《入学者選抜の前提となる教育理念》

生活環境科学専攻は、生活に根ざした理論と実践の総合的学知を提供し、主体的でリーダーシップを発揮でき、幅広い知識と高度な研究能力、技術を備え、高度専門職業人として社会に貢献する人材を養成する。

《求める学生像》

上記の教育理念に基づき、次のような資質や能力がある学生を求める。

- ・専門分野に関する博士相当の学力
- ・専門領域において課題・問題を見出し解決する能力
- ・大学院における研究を広く社会に還元する意欲
- ・高度な専門能力の開発を望む意欲

《入学者選抜の方法》

上記のような学生を適正に受け入れるために、口述試験による選抜試験を実施する。また、一般選抜のほか、多様な人材を受け入れるために、社会人を対象とした社会人特別選抜と外国人学生を対象とした外国人留学生特別選抜を行う。

（２）再チャレンジ型女性研究者支援制度

平成 31 年度入学者からは、本学または他大学の博士後期課程在籍経験を有する博士号未取得者を対象として、入学料を不徴収とし、既修得単位を 10 単位まで単位認定可能とすることで、博士の学位取得を促進する「再チャレンジ型女性研究者支援制度」を開始した。これによって、女性研究者のより一層のキャリアアップを支援する。

（３）社会人学生受入体制の整備

本学卒業生あるいは大学院修了生が、卒業 30 周年で集まる同窓会で実施したアンケート（平成 29 年度実施）によると、アンケート回答者の 46%が大学で再び学びたい、と答えていることがわかった。本学は、博士前期課程を修了し、修士の学位を取得して民間企業や国公立学校で働く修了生を多数輩出している。このため、一度、大学の外で就業した女性が、時を経て大学で再び学びたい、という意欲を後押しするシステムを構築する。そのため、令和 2 年度から、「奈良女子大学大学院博士前期課程修了者博士号取得支援制度」（仮称）を創設し、本学の博士前期課程修了者（修士号取得者）が 1 年以上の社会人経験を経た後、本学の博士後期課程を受験・入学する場合に入学料を不徴収とする制度の導入を進める予定である。

9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

ア 修業年限

修業年限は3年を基本とする。ただし、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。ただし、この場合でも、6年を超える修業年限を計画することはできない。

イ 履修指導及び研究指導の方法

入学時に、学生と指導教員との間で個別的に相談の上、企業における業務の状況や女性のライフイベントに合わせた、無理のない履修スケジュールを策定した上で研究指導を行うよう努めている。研究指導体制は、主任指導教員1名に副指導教員2名以上が加わり構成する。

ウ 授業の実施方法

社会人入学者等の単位取得を支援するために、「大学院設置基準」第14条特例を活用し、個別の状況に応じて、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う。また、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する長期履修学生がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

エ 教員の負担の程度

本学大学院博士後期課程におけるこれまでの実績から見ると、第14条特例を活用した授業又は研究指導を必要とする指導学生や受講生は、多めに見積もっても、1学年の定員14名に対し3～4名、教員1名に対しては1学年1～2名程度で、そのような学生を持たない教員が多数を占めることが想定される。また、主任指導教員1名に加え、副指導教員が2名以上加わる研究指導体制を構築するため、第14条特例を活用した授業又は研究指導においても、指導教員間で負担を分散することが可能である。したがって、授業・研究指導の負担が過度に大きくなる懸念はさほど大きくない。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学学内の各種施設は、学生証と連動した入退館システムによって、特別の管理が必要な場所を除き、学生控室・自習室等、休日を含めた24時間の利用が可能である。本学の学術情報センターには約30万冊の図書と約14,000タイトルの雑誌類が収蔵されており、各種の情報処理機器類を利用した自習環境も整備されている。当該施設は、平日9:00

～17:00 と土曜日 10:00～17:00 の利用が可能であるが、授業期間中は平日の開館時間が～21:00 まで延長され、日曜日の 13:00～17:00 にも開館されることとなっている。このように当該施設の平日の利用が難しい社会人学生等にも利用の便が図られている。また学術情報センターとは別に、人文科学系の図書・雑誌類を収蔵した図書室（文学部図書室）も整備されており、学生証と連動した入退室システムを利用して、24 時間の利用が可能である。

電子メールや電子ジャーナルの利用などネットワークを利用した研究活動は、学内からの利用は勿論のこと、学外からのリモートアクセス等も活用可能なものがあり、平日の来学に制約のある社会人等にも、それを補完する様々なツールが提供されている。

学生の厚生に対する配慮としては、一般の学生に対する各種厚生制度に加え、特に、子どもがいても学業・研究に打ち込める環境を提供するための取り組みを、本学のダイバーシティ研究環境支援本部が提供している。たとえば、大学が提供する子育て支援システム「ならっこネット」では、学業と子育ての両立に奮闘する学生に低料金で子育て支援サポーターを派遣し、公的・民間機関では提供の難しい、柔軟な子育て支援を行っている。あるいは、「ならっこネット」を利用する学生には育児奨学金制度も設けるなど、女子学生・女性社会人学生に対する支援の取り組みに力を入れている。

カ 入学者選抜の概要

入学時期は 4 月及び 10 月とし、入学者選抜は夏季及び冬季に実施する。その他、全般的な入学選抜の実施方法については、一般選抜に準ずる形で実施するが、特に多様な社会経験を有する志願者の特性に十分配慮しながら入試を行うために、社会人特別選抜を実施する。社会人特別選抜では、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者にも、出願資格を与えている。

キ 必要とされる分野であること

人間文化総合科学研究科生活環境科学専攻は、(旧) 人間文化研究科の社会生活環境学専攻の生活環境計画学講座・共生社会生活学講座、共生自然科学専攻の食物栄養科学講座・環境生活科学講座、複合現象科学専攻の複合情報科学講座が合流して構築する専攻であり、これまでの過去の実績（別添「学生の確保の見通し等を記載した書類」参照）からすると、定員 14 名に対し、1 学年で 2～4 名程度の学生が社会人特別選抜を経て、毎年、入学して来る可能性がある。社会人特別選抜を経て入学した学生がすべて、第 14 条特例を利用した特別な授業カリキュラムを必要とする訳ではないが、入学者のこのような状況を鑑みると、対応可能な制度設計をしておく必要があると考えている。

ク 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

本件と関連して、今のところ大学院を専ら担当する専任教員を配置する予定は無いが、研究指導や授業などの担当は行わないものの、大学院生の特に博士後期課程を中心とするキャリア支援に関わる担当部署（奈良女子大学男女共同参画推進機構キャリア開発支援本部）には、特任教授を配置している。インターンシップの調整・支援や、学会研究活動の支援、研究活動と仕事・日常生活（特に子育てや介護等々）の両立に向けた支援など、多方面からの相談を受け付けながら、学生個人個人の状況を考慮しながら、個人々々に向けた丁寧なサポートを継続してゆく予定である。

10. 管理運営

奈良女子大学では、平成 31 年 4 月現在、学則第 19 条の規定に基づく（旧）大学院人間文化研究科教授会を設置しているが、組織変更後は、これに準じ、大学院人間文化総合科学研究科教授会を設置する。また、博士後期課程の各専攻に関わる事項を審議する専攻会議、および、大学院全体に及ぶ事項で研究科教授会から委任を受けた事項について審議する代議員会を設置する。研究科代議員会、研究科専攻会議は概ね月 1 回を基本として開催し、必要な事項について審議を行う。事務を担当する事務組織は、事務局学務課とする。

上記に述べた大学院人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）教授会、研究科代議員会、研究科専攻会議の構成員は、以下のとおりとする。

研究科教授会：研究科教授会は、人間文化総合科学研究科長（以下「研究科長」という。）及び研究科担当の教授をもって組織する。なお、研究科教授会が必要と認めたときは、研究科担当の准教授、講師及び助教を加えることができる。

研究科代議員会：研究科代議員会は、研究科長、研究科選出の評議員、研究科博士前期課程の分科会長、研究科博士後期課程の各専攻長をもって組織する。なお、研究科教授会が必要と認めたときは、研究科担当のその他の教授を加えることができる。

研究科専攻会議：研究科専攻会議は、専攻長及び専攻担当の教授をもって組織する。なお、研究科教授会が必要と認めたときは、専攻担当の准教授、講師及び助教を加えることができる。

前述の専攻会議および代議員会が取り扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- 一 専攻において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など、カリキュラムの編成及び実施に関する基本的事項
- 二 研究指導教員の選定に関する事項
- 三 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- 四 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- 五 成績評価の方針に関する事項
- 六 学位審査委員会の設置に関する事項
- 七 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- 八 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 九 予算に関する事項
- 十 広報に関する事項

- 十一 自己点検・評価に関する事項
- 十二 F D推進に関する事項
- 十三 共同専攻に関する協定の改正又は廃止に関する事項もしくは運用に関する事項
- 十四 その他、当該の委員会が必要と認めた事項

11. 自己点検・評価

本学では各中期目標・中期計画期間中に全学の自己点検評価報告書をまとめ、Webページ等を通じて学外に公表するとともに、外部評価として独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受け大学教育・研究・運営の改善及び改革に努めている。このような中で、人間文化総合科学研究科においても第4期中期目標・中期計画期間中に十分な自己点検・評価が実施され、認証評価において高い評価を受けるべく、確実な体制のもとに作業を実施する。これまでの人間文化研究科（旧組織）では人間文化研究科評価委員会を設置し、これが自己点検評価作業を実施してきたが、人間文化総合科学研究科においてもこれまでのやり方を踏襲する形で評価委員会を設置し作業を実施する計画で、具体的には以下のように進める。

まず、評価委員会委員は博士後期課程の専攻長と前期課程担当教員から選出し、大学院選出の評議員が統括者となり全学の評価企画室との連携をとる。実施項目は大きく教育と研究に大別され、教育活動については、

- ① 教育の実施体制（研究科の運営体制、教員等の配置状況等）
- ② 教育の内容及び方法（ディプロマ・ポリシーと成績評価・単位認定・修了認定の状況、カリキュラム・ポリシーと教育課程、授業形態・学習指導法の整備状況、ミッションの再定義で明示された強みを生かした教育の推進状況等）
- ③ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ（入学者選抜、入学者数等）
- ④ 教育の内部質保証（内部質保証に係る体制、教育状況の実態調査、質保証に関する評価等）
- ⑤ 教育目標に照らした学習成果の状況（出口調査）
- ⑥ 教員等の研修・資質向上の取り組み（FD活動）

について自己点検作業を行う。また研究活動については、

- ① 研究の実施体制（研究の支援・推進体制、研究活動に関する施策、研究活動の現状と改善等）
- ② 研究の内容と評価（研究活動の実施状況、研究活動の質、研究活動に対する社会・経済・文化面からの評価、ミッションの再定義で明示された強みを生かした研究推進等）

について各専攻及び学系で自己点検評価を実施する。

以上のような自己点検作業の一貫として、大学院FD委員会が毎年、大学院生と担当教員（博士前期課程及び後期課程担当）に対して、教育の成果・効果を検証するために、学位論文研究、教育研究設備や施設、授業、その他学生支援体制等に関するアンケートを実施し、その結果をフィードバックすることで、FDの推進とともに、教育の内部質保証活動や自己点検作業に取り入れる（旧組織においても同様の調査を行ってきた）。また、統計

的評価が可能な場合には、授業評価アンケートを積極的に行い、教育に関する自己点検資料の一部として活用する。特に内部質保証に関しては全学的な体制を整備する中で、大学院人間文化総合科学研究科内に質保証に係る委員会等を設置し、教育目標の確実な達成を目指す。作業結果は適切な時期に自己点検評価報告書としてまとめ、インターネット等を通じて外部に公表し、さらに、適切な時期に外部評価である独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受ける。以上のような自己点検・評価活動を通じて、普段のPDCAサイクルの中で改善・改革に努めつつ、さらに、次代に向けた大きな改善や改革を目指す上での基盤となる知見を得る。

12. 情報の公表

本学大学院に関わる最新の基本的な情報は、下記の大学Webページ、大学院Webページから随時公表する。

奈良女子大学ホームページ（トップページ）

<http://www.nara-wu.ac.jp/>

奈良女子大学大学院ホームページ（トップページ）

<http://www.nara-wu.ac.jp/daigakuin/index.html>

また入試・入学情報については、上記ホームページからリンクする該当のページで適宜公表するとともに、学生募集要項として冊子体も印刷・作成し、配布する。また、各年度毎に奈良女子大学大学院案内（博士前期課程・博士後期課程合冊）として冊子体を印刷・作成し、配布する。

さらに、教育研究活動の状況に関する情報の公表にかかる以下の項目については、記載のWebページに掲載されている。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/purpose/index.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

・ 大学運営・教育研究上の基本組織

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/management/index.html>

・ 学部・大学院の構成

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/organ/index.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

・ 教員組織・教員の数

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/organ02/index.html>

・ 各教員が有する学位および業績

<http://koto10.nara-wu.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

<http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/ukeirehosin.html>

- ・ 入学者の数

http://koto.nara-wu.ac.jp/j-kouhyou/data_nyugaku.htm

- ・ 収容定員と学生数

http://koto.nara-wu.ac.jp/j-kouhyou/data_gakusei.htm

- ・ 卒業・修了生の進路状況

<http://koto.nara-wu.ac.jp/syusyoku/sinro.htm>

- ・ 卒業・修了生の就職状況

<http://koto.nara-wu.ac.jp/syusyoku/syusyoku.htm>

オ 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・ 開講科目のシラバス

<http://koto.nara-wu.ac.jp/kym2003/syllabussearch.html>

カ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・ 卒業・修了要件

<http://koto.nara-wu.ac.jp/gakusei/youken.html>

- ・ 成績評価に関する規程

http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/120010010100.pdf

- ・ 開講科目の成績評価基準（シラバス）

<http://koto.nara-wu.ac.jp/kym2003/syllabussearch.html>

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・ キャンパスの概要

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/photo/index.html>

- ・ 課外活動の状況

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/club/index.html>

- ・ 課外活動等で使用できる施設

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/facility/index.html>

- ・ 本学へのアクセス

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/map/index.html>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・ 授業料等

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/fees/tuitionfees/index.html>

- ・ 学生寄宿舍の寮費

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/lodging/dormitory/index.html>

- ・ 大学施設の利用率等

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/fees/facilities/index.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

- ・ 入学料免除・授業料免除

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

- ・ 相談体制

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/trouble/index.html>

コ その他

- ・ 大学の教育研究組織の見直し

http://www.nara-wu.ac.jp/news/H24news/reformation_info/reformation_info.html

- ・ 学部・学科等の設置計画に関する情報

http://www.nara-wu.ac.jp/reformation_info/H26kaiso/rikoujoukyou.html

- ・ 自己点検・評価報告書

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/article22/index.html#hyoka>

- ・ 認証評価の結果

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/article22/index.html#hyoka>

13. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

F D活動及びS D活動については、平成31年1月28日役員会承認による国立大学法人奈良女子大学の内部質保証に関する基本方針において、「教職員は、自己研鑽を行うように努めるとともに、各種研修への参加、F D活動及びS D活動の活用、教員評価等による検証によって、能力の保証と開発に努める。」と規定されている。

上記の基本方針を踏まえ、S D活動については、分野別研修などを各事務担当課・室により実施している。また総務・企画課においても、全事務職員を対象とした能力向上と育成を行うための計画的な研修が実施されている。

F D活動に関しては、これまで、本学大学院のF D（ファカルティ・ディベロップメント）委員会が、大学院における教育内容・方法の改善を組織的に推進してきた。（旧）研究科の大学院F D委員会の組織は博士前期課程（3分科会）と後期課程4専攻（お茶の水女子大学と連携した生活工学共同専攻を除く）から選出された各1名の委員と研究科運営委員会から選出された1名（評議員）の計8名により構成されていた。組織変更後の人間文化総合科学研究科では、旧組織の大学院F D委員会の構成を参考に、博士後期課程の新3専攻から選出された各1名の委員が前期課程（3分科会）の委員を兼ねて担当することとし、これに生活工学共同専攻（博士前期・後期課程）から選出された1名の委員と研究科運営委員会から選出された1名（評議員）を加えた計5名により構成する予定である。このうち2名は学内のF D推進委員会のメンバーを兼ね全学の学部等との情報を共有する。

大学院教育・内容の改善向上は、論文指導など個別的な指導方法の改善、および、再チャレンジ型女性研究者支援制度を利用した入学者など、多様なキャリアを持った学生に対する柔軟な教育的対応が中心となる。これまでの（旧）研究科の大学院F D委員会はこれらの課題について、現状の把握、問題点の把握と改善案、実施、検証のP D C Aサイクルにより組織的な改善を図ってきたが、組織変更後の新組織でも、これまで進めてきた以下のような取り組みを継続する。

1）現状の把握： 学生の教育内容に対する評価を把握するために実施してきた様々なアンケートを継続して行う。まず、全学大学院学生および教員対象の「大学院カリキュラム等に関するアンケート」において、学位論文の研究、研究設備、授業、支援体制について意見と評価を定量的に得て、さらに無記名の自由記述により要望や自由な意見を求める。また、「学位取得に関する現況報告書」の定期的な提出を求め、学位論文進捗状況に関する自己評価と主任指導教員と副指導教員による定量的な進捗調査を実施する。これらにより、大学院教育内容・方法の一般的な問題と個人が抱える問題を把握することができる。

2) 問題点の把握と改善案の立案： 大学院FD委員会において、学生・教員アンケート等のデータをもとに、論文作成、授業、支援体制や設備等に関する意見を集約し、問題点の把握とその改善案を議論する。大学院FD委員会の議論は研究科運営委員会において博士前期課程（3分科会）および後期課程（生活工学共同専攻を含む4専攻）における会議の議題となり、前期課程分科会および後期課程専攻会議の議題となる。これにより、教育内容に関する実態と問題点は大学院担当教員に周知される。また、FD活動実施報告書が教員各個人に配布され、教育の現状と問題のさらなる詳細を知ることができる。自由記述においてハラスメントを示唆する記述がある場合は、ハラスメント防止・対策委員会と情報を共有し、同委員会との連携を緊密にとり、個別・適切に対応する。

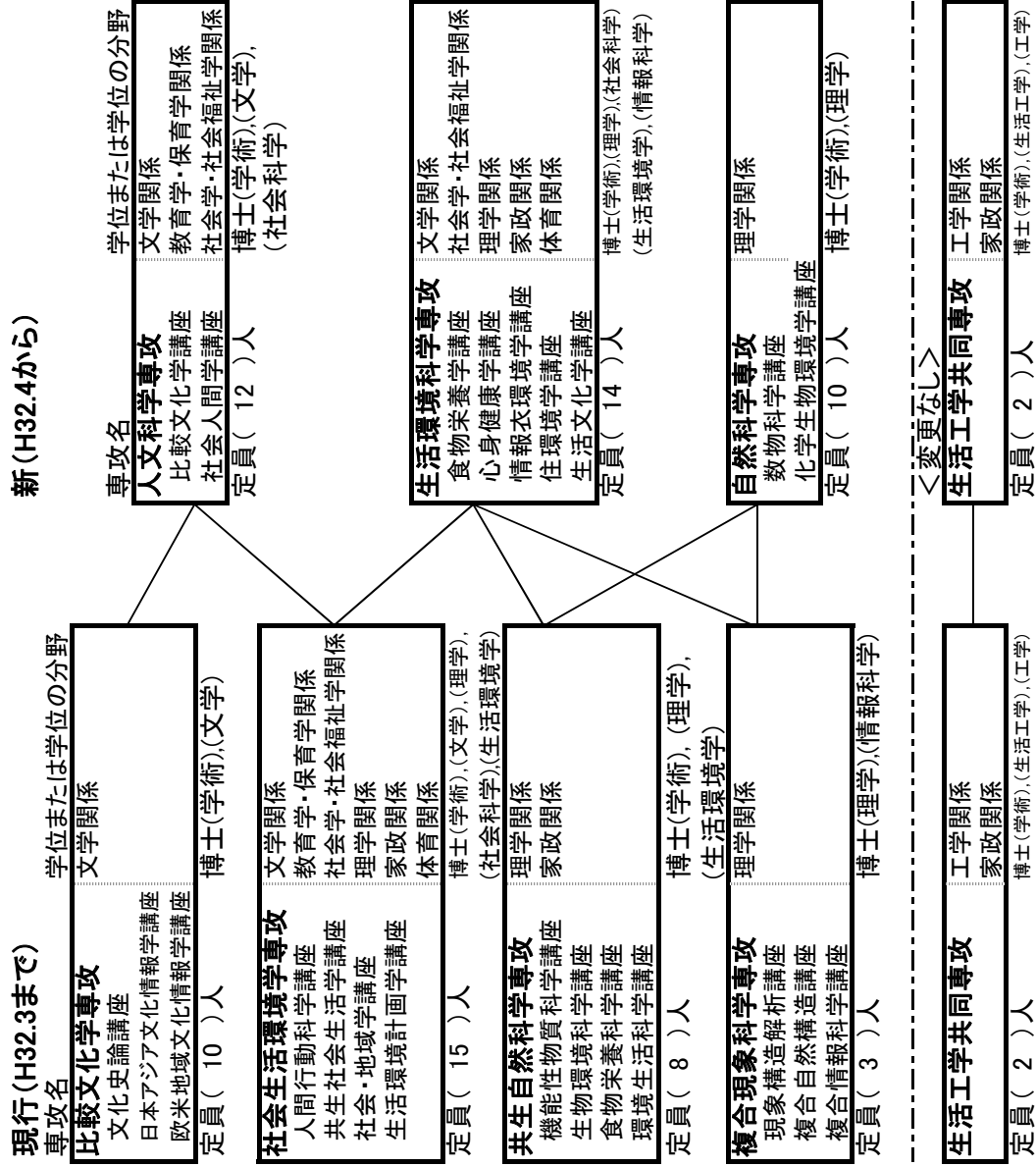
3) 改善の実施： 人間文化総合科学研究科FD研修会を開催し、現状とその問題点について情報を共有し、その改善に関して研修を行う。たとえば平成30年度に実施した研修会においては、「叱咤激励かハラスメントか？」という問いかけで、教育指導上の問題とその具体的な改善策について、模範ビデオの上映なども含めて研修を行った。多様なキャリアを持った学生に対する柔軟な教育的対応に関しては、ハラスメント防止・対策委員会と共催してLGBTIに関する研修会を実施した。

4) 改善実施の検証： 1) で実施したアンケート結果を次のアンケート等で評価し、再び1)に戻り、PDCAサイクルを確立させる。

以上のとおり、大学院の教育内容等の改善を図るための組織的な取組については、これまで本学大学院が実施してきた取組の継承を基本に置き、組織変更後の新たな大学院FD委員会を中核組織として、PDCAサイクルを確立し、問題点の迅速かつ継続的な改善が可能となるよう実施する。

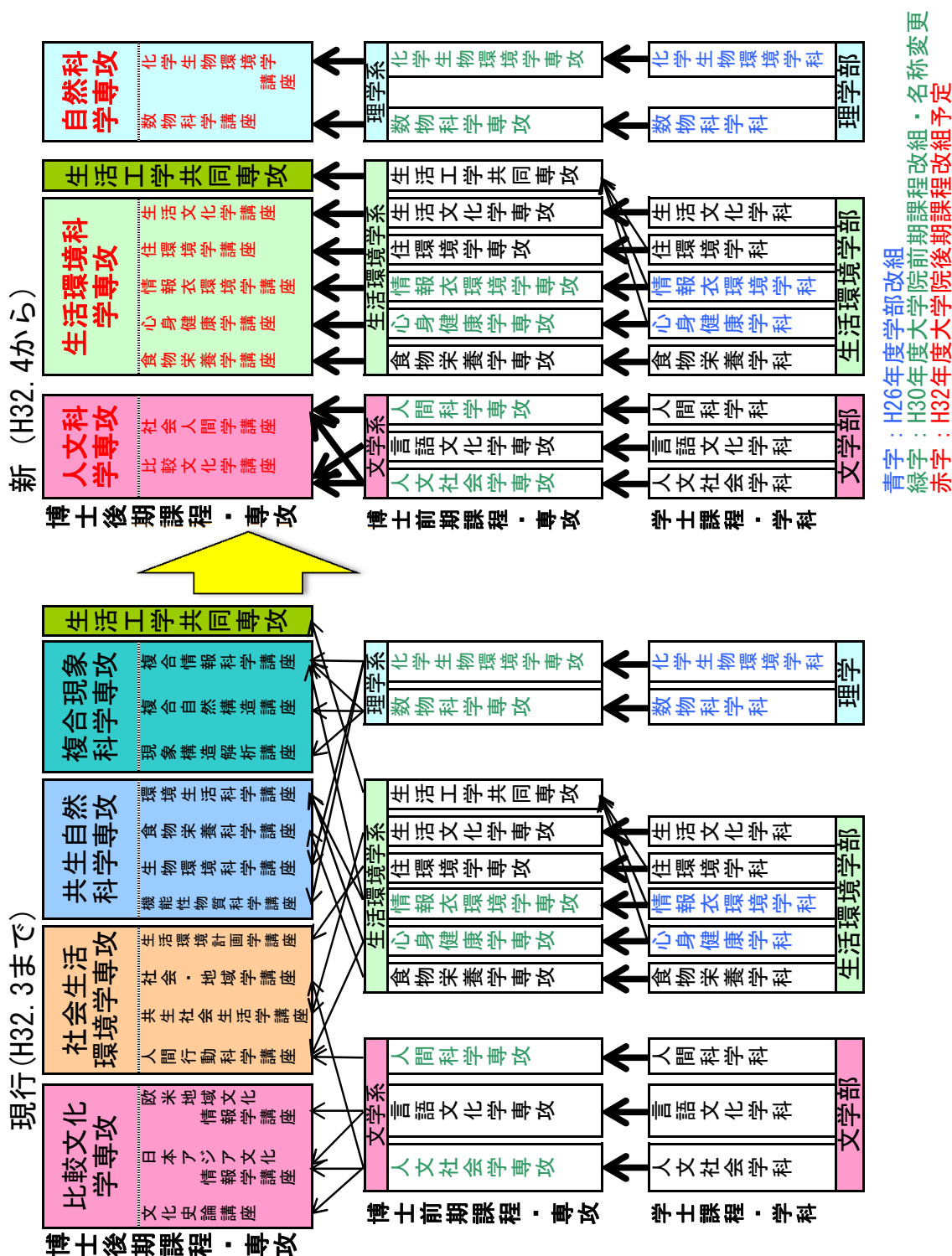
設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

- 資料 1：教育組織の移行図（その 1）
- 資料 2：教育組織の移行図（その 2）
- 資料 3：教育課程の特色：専修系と複合系
- 資料 4：国立大学法人奈良女子大学職員就業規則
- 資料 5：〔表 A〕 複合系プログラムの一覧と授業科目
- 資料 6：〔表 B〕 複合系プログラムで推奨する博士後期課程他専攻科目の一覧
- 資料 7：入学から修了までのスケジュール
- 資料 8－1：春入学者履修モデル（専修系）
- 資料 8－2：春入学者履修モデル（複合系）
- 資料 8－3：秋入学者履修モデル
- 資料 9：授業時間割
- 資料 10：「奈良女子大学研究者行動規範」
- 資料 11：「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」
- 資料 12：大学院生自習室の見取り図



資料 2

(設置の趣旨等関係)



博士後期課程		博士前期課程	
【入口戦略】 ●女性の多様なライフイベントにきめ細かく対応可能な柔軟な組織・教育体制 →「再チャレンジャー型女性研究者支援制度」 ●社会人学生受け入れ体制の整備 →「奈良女子大学大学院博士前期課程修了者博士号取得支援制度(仮称)」 ●留学生受け入れ体制の整備 →英語で受講する授業科目で修了要件単位をカバーできる体制 独自の視野の広い博士人材の育成		高度な「専門性」 基礎的・先端的教育研究体制	
履修系列 複合格系 共生科学複合格系プログラム 古代学・聖地学複合格系プログラム ジェンダー文化学複合格系プログラム		履修系列 専修系 専門深化 (各専攻科目9単位以上) 博士(学術)(理学) 博士(学術)(工学)(工学)(学術) 博士(学術)(理学) 博士(学術)(工学)(工学)(学術)	
先端・融合研究 「国際融合力」「主体的行動力・判断力」の涵養		研究倫理の充実 研究倫理・研究マネジメント(必修) 生活工学共同専攻(2) 自然科学専攻(10)	
視野拡大 「俯瞰力」「独創力」を涵養		専攻(学術)(文学)(社会科学) 専攻(学術)(工学)(工学)(学術) 専攻(学術)(理学) 専攻(学術)(工学)(工学)(学術)	
博士後期課程		博士前期課程	

○国立大学法人奈良女子大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 16 号)

改正 平成 17 年 3 月 17 日規程第 252 号
平成 18 年 3 月 17 日規程第 101 号
平成 18 年 12 月 22 日規程第 39 号
平成 20 年 3 月 28 日規程第 50 号
平成 21 年 11 月 27 日規程第 37 号
平成 22 年 12 月 24 日規程第 41 号
平成 23 年 2 月 8 日規程第 58 号
平成 23 年 3 月 25 日規程第 79 号
平成 25 年 3 月 21 日規程第 113 号
平成 26 年 12 月 19 日規程第 42 号
平成 28 年 3 月 25 日規程第 97 号
平成 29 年 9 月 28 日規程第 25 号
平成 30 年 2 月 23 日規程第 91 号

国立大学法人奈良女子大学職員就業規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、国立大学法人奈良女子大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、次に掲げる本学の職員に適用する。ただし、第 25 条第一号の規定により雇用された職員、期間又は日、時間を定めて雇用する常時勤務を要しない職員（第 25 条第二号の規定により雇用された職員を含む。）及び期間を定めて附属学校に雇用する特任教諭（第 25 条第三号の規定により雇用された職員を含む。）の就業に必要な事項は、別に定める。

- 一 大学教員 教授，准教授，講師（常時勤務する者に限る。），助教及び助手
- 二 附属学校教員 副園長，副校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭及び助教諭
- 三 その他職員 前二号以外の職員

2 前項の職員のうち、任期を定めて雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。

(権限の委任)

第 3 条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

(法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）及びその他の関係法令等の定めるところによる。

(規則の遵守)

第 5 条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用，異動等

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は，競争試験又は選考による。

2 職員の採用については，「国立大学法人奈良女子大学職員採用規程」（以下「採用規程」という。）の定めるところによる。

(職員の配置)

第7条 職員の配置は，本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては，採用をしようとする者に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一 労働契約の期間に関する事項

二 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

三 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日及び休暇に関する事項

四 給与に関する事項

五 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第9条 職員として採用された者には，採用の日から6月（附属学校教員にあつては，1年）の試用期間を設ける。ただし，他の国立大学法人，国，地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については，この限りでない。

2 試用期間中に職員として，あるいは試用期間満了時に正規の職員とするに学長が不適格と認めたときは，解雇することがある。

3 試用期間は，勤続年数に通算する。

第2節 異動

(配置換・出向等)

第10条 職員は，業務上の都合により配置換，兼務又は出向を命ぜられることがある。

2 職員は，正当な理由がない限り前項の命令を拒否することができない。

3 職員の出向については，「国立大学法人奈良女子大学職員出向規程」の定めるところによる。

第10条の2 クロスアポイントメント制度の適用を受ける職員の取扱いについては，国立大学法人奈良女子大学クロスアポイントメント制度に関する規程の定めるところによる。

(赴任)

第11条 赴任の命令を受けた職員は，ただちに新任地に赴任しなければならない。ただし，やむを得ない事由があるときは，発令の日から1週間以内に赴任するものとする。

第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任は，選考による。

2 前項の選考は，その職員の勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて行う。

3 前項の規定にかかわらず，大学教員の昇任の選考については，採用規程第5条第2項，また，附属学校教員の昇任の選考については，採用規程第6条第2項に定める採

用の選考の取扱いに準ずる。

第4節 降任及び解雇

(降任及び降給)

第13条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任又は降給させることができる。

- 一 勤務成績が不良の場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、職務に必要な適性を欠く場合

(当然解雇)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合

(その他の解雇)

第15条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しく不良の場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、職務に必要な適性を著しく欠く場合
- 四 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となった場合
- 五 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
- 六 その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

(解雇制限)

第16条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合、若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第19条の規定により打切補償を支払ったものとみなされる場合、又は天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人奈良女子大学職員の労働時間、休暇等に関する規程」（以下「労働時間等規程」という。）第26条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第17条 職員を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前に本人に予告するものとする。30日前に予告しないときは、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は第42条第1項第五号に定める懲戒解雇をする場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 2 前項の予告日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 3 第1項の規定は、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された場合を除く。）には、適用しない。

第5節 休職

(休職)

第18条 職員が次の各号の一に該当する場合は、休職とすることができる。

- 一 心身の疾患のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等に従事する場合
- 四 わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- 五 附属学校教員が、学長の許可を受けて、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程等に在学してその課程を履修する場合において、当該学校の職務に従事することができない場合
- 六 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第19条 前条第1項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

3 前条第1項第五号の休職期間は、年を単位として3年を超えない範囲内で学長が定める。

4 前条第1項第三号及び第四号の休職期間が引き続き3年に達する際、特に必要があるときは、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。

(復職)

第20条 前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したときには、復職させるものとする。

2 前条の休職期間が満了した場合は、当然復職するものとする。

3 第18条第1項第一号の休職から前二項の規定により復職させる場合は、当該職員の主治医の診断書、及び産業医又は学長が指定する医師の診断書等により休職事由が消滅したと認められる場合に限り、復職させるものとする。

(休職中の身分)

第21条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第6節 退職及び再雇用

(退職)

第22条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき
- 二 定年に達したとき
- 三 期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了したとき
- 四 第19条各項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき
- 五 死亡したとき

(自己都合退職手続)

第 23 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも退職を予定する日の 14 日前までに、文書をもって願い出なければならない。

(定年退職)

第 24 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。

2 前項の定年は、次のとおりとする。

- 一 大学教員 満 65 歳
- 二 前号以外の職員 満 60 歳

(再雇用)

第 25 条 前条の規定により退職した者については、別に定めるところにより次に掲げる職員として雇用することができる。

- 一 再雇用職員
- 二 非常勤職員(短時間勤務職員)
- 三 附属学校特任教諭

2 前項の規定は、前条第 2 項第一号の職員には適用しない。

(退職後の責務)

第 26 条 退職した者又は解雇された者の責務は次のとおりとする。

- 一 在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 二 本学から借用している物品を返還しなければならない。

(退職証明書)

第 27 条 退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 雇用期間
- 二 業務の種類
- 三 その事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、「国立大学法人奈良女子大学職員給与規程」の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の給与は、年俸制とすることができるものとし、年俸制適用職員の給与については、「国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)の定めるところによる。

第 4 章 服務

(誠実義務)

第 29 条 職員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(職務専念義務)

第30条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第31条 職員は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内レクリエーションに参加を承認された期間
- 二 労働時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 労働時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 四 通勤緩和等により労働しないことを承認された期間
- 五 労働時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 六 学長が別途定める事由により必要と認められた期間

(遵守事項)

第32条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上司の職務上の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- 二 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- 四 職務上知ることのできた個人情報等を正当な理由なく外部に漏らしてはならない。
- 五 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- 六 本学の敷地及び敷地内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 七 大学内で、教育・研究等に多大な支障を及ぼすおそれのある政治的活動、宗教活動、放送・宣伝・集会又は文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為を行ってはならない。
- 八 大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合は、事前に許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第33条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

- 2 職員の倫理については、「国立大学法人奈良女子大学職員倫理規程」の定めるところによる。

(ハラスメントの防止)

第34条 職員は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 職員のハラスメントの防止については、「国立大学法人奈良女子大学ハラスメントの防止等に関する規程」の定めるところによる。

(兼業)

第35条 職員は、許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員の兼業については、「国立大学法人奈良女子大学職員兼業規程」の定めるところによる。

第5章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間等)

第 36 条 職員の労働時間、休日及び休暇等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

(育児休業等)

第 37 条 職員のうち、3 歳に満たない子の養育を必要とする者は、申し出て育児休業又は育児部分休業の適用を受けることができる。

2 育児休業等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

(介護休業等)

第 38 条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等については、「労働時間等規程」の定めるところによる。

第 6 章 研修

(研修)

第 39 条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために、絶えず研修に努めるとともに、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。

2 学長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 職員の研修については、「国立大学法人奈良女子大学職員研修規程」の定めるところによる。

第 7 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 40 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

一 善行又は業務上の功績があった者

二 永年勤続して、勤務成績が良好であった者

2 職員の表彰については、「国立大学法人奈良女子大学職員表彰規程」の定めるところによる。

(懲戒)

第 41 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

二 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合

三 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合

四 素行不良で本学内の秩序又は風紀を乱した場合

五 重大な経歴詐称をした場合

六 正当な理由なく欠勤した場合

七 正当な理由なくしばしば遅刻、早退等の勤務不良があった場合

八 この規則その他本学が定める諸規程に違反した場合

九 前各号と同様の行為があった場合

(懲戒の種類・内容)

第 42 条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 けん責 始末書を提出させて将来を戒める。

二 減給 始末書を提出させて給与を減額する。ただし、減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の 5 割を超えることはなく、また、1 か月の額は当該月の給与総額の 1 割を超えることはない。

三 出勤停止 始末書を提出させるほか、1年以下の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない。

四 諭旨退職 退職を勧告する。勧告に応じない場合は、次号の懲戒解雇とする。

五 懲戒解雇 即時に解雇する

2 職員の懲戒については、「国立大学法人奈良女子大学職員懲戒規程」の定めるところによる。

(訓告等)

第43条 第41条につき懲戒処分の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意を文書等により行うことがある。

(損害賠償)

第44条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第45条 学長は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力して労働災害の防止に努めなければならない。

3 職員の安全・衛生管理については、「国立大学法人奈良女子大学職員安全衛生管理規程」の定めるところによる。

第9章 出張

(出張)

第46条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第47条 前条の出張に要する旅費については、「国立大学法人奈良女子大学職員等旅費規程」の定めるところによる。

第10章 福利・厚生

(宿舍の利用)

第48条 職員の宿舍（本学が職員に貸与する住宅をいう。）の利用については、「国立大学法人奈良女子大学職員宿舍規程」の定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第49条 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び労災法に定めるところにより災害補償を行う。

2 職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため休業したときは、最初の3日間については、通常の給与の100分の100に相当する額の休業補償を行う。

第12章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当については、「国立大学法人奈良女子大学職員退職手当規程」の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、「年俸制給与規程」が適用される教員の退職手当については、「国立大学法人奈良女子大学年俸制適用教員給与規程の適用を受ける教員の退職手当の特例に関する規程」の定めるところによる。

第 13 章 知的財産権

(知的財産権)

- 第 51 条 職員の知的財産権については、「国立大学法人奈良女子大学職務発明等規程」の定めるところによる。

第 14 章 雑則

(規則の解釈等)

- 第 52 条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、役員会に諮って学長が決定する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 24 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 25 年 3 月 21 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

- 2 第 24 条第 2 項第一号の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、大学教員の定年は満 63 歳とする。

- 3 前項により退職した大学教員については、第 25 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 12 条第 3 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 28 日から施行し、平成 28 年 10 月 28 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 5

(設置の趣旨等関係)

プログラムの名称	授業科目	養成する能力や人材の特色
共生科学 複合系プログラム	共生科学セミナーA (1単位)	自然界における生物の共生や、自然と人間の共生、人間社会における多文化共生など、広く「共生」に関する諸問題を複合的な視野から科学的に分析・解明できる人材を育成する。
	共生科学セミナーB (1単位)	
	共生科学セミナーC (1単位)	
	共生科学特別演習 A (1単位)	
	共生科学特別演習 B (1単位)	
	共生科学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
	共生科学関連の他専攻専門科目 *	
古代学・聖地学 複合系プログラム	古代学・聖地学セミナーA (1単位)	古代や聖地に関する多様な情報を蓄積、解読、分析することによって、新たな知の領域を構築し、日本のみならず、広くアジアや世界の歴史・文化の相互理解に貢献できる力を持った人材を育成する。
	古代学・聖地学セミナーB (1単位)	
	古代学・聖地学セミナーC (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 A (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 B (1単位)	
	古代学・聖地学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
	古代学・聖地学関連の他専攻専門科目 *	
ジェンダー文化学 複合系プログラム	ジェンダー学セミナーA (1単位)	多様な学問分野を通して、ジェンダーの視点を基盤に据えながら、社会における男性／女性に係わる諸問題に広い視野から総合的・実践的にアプローチすることができ、かつ自己をエンパワーメントできる人材を育成する。
	ジェンダー学セミナーB (1単位)	
	ジェンダー学セミナーC (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 A (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 B (1単位)	
	ジェンダー学特別演習 C (1単位)	
	キャリアセミナーA (1単位)	
	キャリアセミナーB (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー A (1単位)	
	自己分析・ワークスタイルセミナー B (1単位)	
	ジェンダー文化学関連の他専攻専門科目 *	

*各プログラムと関係する他専攻の専門科目については、表B参照。

資料 6
(設置の趣旨等関係)

複合系プログラム	プログラムと関係する他専攻科目 **
共生科学 複合系プログラム	人文科学専攻 社会人間学講座開講の各専門科目 生活環境科学専攻 食生活素材機器分析論および同演習 住環境学講座および生活文化学講座開講の各専門科目 自然科学専攻 化学生物環境学講座開講の各専門科目
古代学・聖地学 複合系プログラム	人文科学専攻 比較文化学講座開講の各専門科目 地域社会論および同演習、地域文化論および同演習、歴史文化地理学および同演習、地域自然災害論および同演習 生活環境科学専攻 景観形成過程論および同演習、空間・社会環境史論および同演習、日本生活史論および同演習 自然科学専攻 地球大気環境変動論Ⅰ、Ⅱおよび同演習、地球陸域リモートセンシング論Ⅰ、Ⅱおよび同演習
ジェンダー文化学 複合系プログラム	人文科学専攻 フランス文学表現論および同演習 社会人間学講座開講の各専門科目 生活環境科学専攻 心身健康学講座および生活文化学講座開講の各専攻科目 住様式論および同演習、地域計画制度・政策論および同演習 自然科学専攻 群集生態学論Ⅰ、Ⅱ

**表中の科目のうち、所属専攻で開講される以外の科目が対象となる。

資料 7

(設置の趣旨等関係)

1 年次 4 月	指導教員決定 (主・副) 博士後期課程研究計画書提出 (主・副指導教員宛て) 授業科目履修登録 (講義及び研究指導を受ける) ↓
1 年次 10 月	研究進捗状況のチェック (主・副指導教員による) 授業科目履修登録 (後期分) ↓
1 年次 2 月	研究経過報告 (主・副指導教員に提出) なお、研究経過報告においては、2 月までに論文を雑誌等に掲載した者はその抜き刷り、あるいは、それに代わるものを提出すること。それ以外の者は当該研究分野に応じた分量のレポートを提出すること。 ↓
2 年次 4 月	第 1 次博士論文執筆計画書提出 (主・副指導教員宛て) 授業科目履修登録 (講義及び研究指導を受ける) ↓
2 年次 10 月	第 2 次博士論文執筆計画書提出 (主・副指導教員宛て) 授業科目履修登録 (後期分) ↓
2 年次 3 月	博士論文予備報告 (主・副指導教員に提出) なお、予備報告においては、3 月までに論文を雑誌等に掲載した者はその抜き刷りも提出すること。 ↓
3 年次 4 月	第 3 次博士論文執筆計画提出 (主・副指導教員宛て) 授業科目履修登録 (講義及び研究指導を受ける) ↓
3 年次 9 月	博士論文執筆状況チェック (主任指導教員による) ↓
3 年次 10 月	授業科目履修登録 (後期分) ↓
3 年次 11 月上旬	予備審査 ↓
3 年次 12 月上旬	論文題目提出 ↓
3 年次 1 月上旬	博士論文提出 (課程博士論文審査) ↓
3 年次 2 月	学位論文審査 公聴会開催 ↓
3 年次 3 月	課程博士学位取得

資料 8 - 1

(設置の趣旨等関係)

春季入学者履修モデル

A. 専修系履修系列の履修モデル

(食物栄養学講座)

学位		博士（生活環境学）			
概要		ヒトの食生活と疾病についての研究法に関する高度な専門知識と、食物・栄養素等の代謝及び病態内科学的知識を基盤として、生活環境における食生活と疾病予防を総合的に捉えることができる広い視野と、健康寿命の延伸を目指す社会の課題を発掘し、合理的に解決できる能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関及び臨床研究等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		疫学特論	2	○	
		食と病態論	2	○	
	後期	代謝制御学	2	○	
2 年次	前期	キャリアセミナー B	1		○
	後期	疫学特論演習	2	○	
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(心身健康学講座)

学位		博士（生活環境学）			
概要		心と身体に関する高度な専門的知識に加えて、科学的視点と総合的人間理解の視点から実践的応用力を身につけ、今日的諸問題の発見および解決に貢献できる研究者及び実践力のある高度な専門的人材を養成する。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		環境適応生理学	2	○	
	後期	環境適応生理学演習	2	○	
		自己分析・ワークスタイルセミナー A	1		○
2 年次	前期	温熱生理学	2	○	
		自律神経学	2	○	
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(情報衣環境学講座) 情報系

学位		博士（情報科学）			
概要		ICTに関する高度な知識を組み合わせ、様々な分野での問題に対する新たな解決法を考案する能力、情報科学に関する最先端技術を身につけ主体的に課題を見つけ出し解決していく能力、高度な専門知識を社会へ還元するための情報発信能力とコミュニケーション能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、ICT系企業の中央研究所等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		実践プロジェクトマネジメント特論	2	○	
		生活情報通信科学特論	2	○	
	後期	生活情報通信科学特論演習	2	○	
2年次	前期	ライフコンピューティング特論	2	○	
		キャリアセミナー（ビジネススキル・インターンシップほか）B	1		○
1～3年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(情報衣環境学講座) 衣環境系

学位		博士（理学）			
概要		衣環境学に関連する自然科学分野の高い水準の基礎学力、安全で快適な衣環境を設計し持続可能社会へ貢献できる能力、衣環境や衣生活に関する問題解決のための研究を遂行する能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、民間企業研究所など各方面で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		キャリアセミナーA	1		○
		衣環境学特論	2	○	
	後期	衣環境学特論演習	2	○	
2年次	前期	繊維素材分子論	2	○	
	後期	繊維素材分子論演習	2	○	
1～3年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(住環境学講座)

学位		博士（学術）			
概要		安全・安心で、快適に生活することができる住環境を計画、設計、管理するために、住宅から都市にいたる多様な環境と人間生活のあるべき関係を、生活者の視点から構築するための、理論的かつ柔軟な考察力を習得させるとともに、住環境の計画、設計、建設、管理に関わる技術や制度に関する理解の深化に配慮した教育を行う。修了後は、日常的な生活から地球環境に関わる諸問題を生活者の視点から総合的に捉え、住環境の構築と管理運営に関する高度で幅の広い知識と技能を有する専門職、研究職を担う人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		生気象論	2	○	
	後期	生気象論演習	2	○	
2 年次	前期	キャリアセミナーB	1		○
		住様式論	2	○	
	後期	住様式論演習	2	○	
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

(生活文化学講座)

学位		博士（社会科学）			
概要		生活・文化・社会に関する高度な専門的知識に加えて、生活環境学的・社会学的視点から社会生活とかかわる諸現象を批判的に捉えながら、実践的応用力を身につけ、今日的諸問題の発見および解決に貢献できる研究者及び実践力のある高度な専門的人材を養成する。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		災害社会学	2	○	
		ジェンダー学セミナーA	1		○
	後期	災害社会学演習	2	○	
2 年次	前期	家族社会学	2	○	
	後期	家族社会学演習	2	○	
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

資料 8 - 2

(設置の趣旨等関係)

B. 複合系履修系列の履修モデル

共生科学複合系プログラム (住環境学講座)

学位		博士 (学術)			
概要		都市工学や共生科学等の幅広い分野の知識を基に、居住地域・居住環境に関する高度で先端的な学問体系を習得させる。同時に研究者としての正しい倫理観、正確な論理的思考能力、高いコミュニケーション能力、課題解決力を身につけさせる。学位取得後は、官公庁・教育機関、都市計画・測量・航測系関連民間企業、環境アセスメント関連コンサルタントなどで、主体的に活躍できる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		景観形成過程論	2	○	
		共生科学セミナーA	1		○
		地球陸域リモートセンシング論 I	1		○
		地球陸域リモートセンシング論演習 I	1		○
	後期	景観形成過程論演習	2	○	
2 年次	前期	地域情報解析論	2		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

共生科学複合系プログラム (生活文化学講座)

学位		博士 (学術)			
概要		生活環境科学や共生科学等の幅広い分野の知識を基に、自然災害や地域防災に関して高度で先端的な学問体系を習得させる。同時に研究者としての正しい倫理観、正確な論理的思考能力、高いコミュニケーション能力、課題解決力を身につけさせる。学位取得後は、官公庁・教育機関、都市計画・測量・航測系関連民間企業、防災関連コンサルタントなどで、主体的に活躍できる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		災害社会学	2	○	
		地域自然災害論	2		○
		地球陸域リモートセンシング論 I	1		○
	後期	災害社会学演習	2	○	
2 年次	前期	地域情報解析論	2		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

古代学・聖地学複合系プログラム （生活文化学講座）

学位		博士（学術）			
概要		歴史時代の社会・文化に関する総合的な知識と理論を十分に備えた上で、とくに古代学・聖地学と関わる歴史資料を題材として、独創的かつ専門的な研究能力と実践的な分析能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、博物館、マスコミ・出版業界等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		日本生活史論	2	○	
		古代学・聖地学セミナーA	1		○
	後期	古代学・聖地学特別演習A	1		○
		日本生活史論演習	2	○	
2 年次	前期	日本古代社会文化史論	2		○
		古代学・聖地学セミナーB	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

ジェンダー文化学複合系プログラム （生活文化学講座）

学位		博士（学術）			
概要		現代社会における男性／女性に係わる諸問題に広い視野から総合的・実践的にアプローチし、ジェンダー文化学の関連分野における研究能力と実践的な分析能力を総合的に習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関、マスコミ・出版業界、NPO・NGO等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		ジェンダー表象論	2	○	
		ジェンダー学セミナーA	1		○
	後期	ジェンダー学特別演習A	1		○
		ジェンダー表象論演習	2	○	
2 年次	前期	文化社会学	2		○
		ジェンダー学セミナーB	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

資料 8 - 3

(設置の趣旨等関係)

秋季入学者履修モデル

A. 専修系履修系列の履修モデル (食物栄養学講座)

学位		博士 (生活環境学)			
概要		ヒトの食生活と疾病についての研究法に関する高度な専門知識と、食物・栄養素等の代謝及び病態内科学的知識を基盤として、生活環境における食生活と疾病予防を総合的に捉えることができる広い視野と、健康寿命の延伸を目指す社会の課題を発掘し、合理的に解決できる能力を習得させる。学位取得後は官公庁・教育研究機関及び臨床研究等で主導的役割を果たすことができる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	後期	代謝制御学	2	○	
		疫学特論演習	2	○	
	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		疫学特論	2	○	
		食と病態論	2	○	
2 年次	前期	キャリアセミナー B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	11	1

B. 複合系履修系列の履修モデル (住環境学講座)

学位		博士 (文学)			
概要		都市工学や共生科学等の幅広い分野の知識を基に、居住地域・居住環境に関する高度で先端的な学問体系を習得させる。同時に研究者としての正しい倫理観、正確な論理的思考能力、高いコミュニケーション能力、課題解決力を身につけさせる。学位取得後は、官公庁・教育機関、都市計画・測量・航測系関連民間企業、環境アセスメント関連コンサルタントなどで、主体的に活躍できる人材の育成を目指す。			
開講期		科目名	単位数	自専攻の専門科目群・論文等作成群	大学院共通科目群または複合系プログラム科目群
1 年次	後期	景観形成過程論演習	2	○	
		共生科学学特別演習 A	1		○
	前期	研究倫理・研究マネジメント	1	○	
		景観形成過程論	2	○	
		地域情報解析論	2		○
		地球陸域リモートセンシング論 I	1		○
2 年次	後期	自己分析・ワークスタイルセミナー B	1		○
1～3 年次	通年	博士論文執筆指導	2	○	
単位数合計			12	7	5

資料 9

(設置の趣旨等関係)

大学院共通科目群

大学院共通科目群				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等		共生科学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	高田ほか	Z103
		共生科学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	高田ほか	Z103
		古代学・聖地学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	西谷地ほか	Z103
		古代学・聖地学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	西谷地ほか	Z103
		ジェンダー学セミナーA、B、C（前期不定期集中、2年おき開講）	高岡ほか	Z103
		ジェンダー学特別演習A、B、C（後期不定期集中、2年おき開講）	高岡ほか	Z103
		レガタリー（レゾナンス・インタラクティブ）ほか A、B（前期不定期集中、隔年開講）	高田ほか	H501
		自己分析・ワークスタイルセミナーA、B（後期不定期集中、隔年開講）	高田ほか	H501

専攻共通科目（専門科目群）

生活環境科学専攻 専門科目群 専攻共通				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	研究倫理・研究マネジメント（前期）	城和貴	A205
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等				

複合系プログラム科目群

自然科学専攻 専門科目群 化学生物環境学講座				
曜日	時間	授業科目	担当教員	講義室
月	1・2	生体分子科学I、生体分子科学演習I（前期）	藤井浩	B1208
		生体分子科学II、生体分子科学演習II（後期）	藤井浩	B1208
		ゲノム多様性論I、ゲノム多様性論演習I（前期）	吉川尚男	B306
		ゲノム多様性論II、ゲノム多様性論演習II（後期）	吉川尚男	B306
	3・4	機能分子集団理論化学II、機能分子集団理論化学演習II（後期）	衣川健一	B1208
	5-6	金属錯体固体物性論II、金属錯体固体物性論演習II（後期）	梶原孝志	B1208
		複雑多分子系反応ダイナミクス特論I、複雑多分子系反応ダイナミクス物論演習I（前期）	太田晴人	B1208
	7-8	細胞機能論I、細胞機能論演習I（前期）	渡邊利雄	E458
		細胞触媒設計論II、細胞触媒設計論演習II（後期）	浦康之	B1208
火	9-10	地球大気環境変動論I（前期）、地球大気環境変動論II（後期）	林田佐智子	G314
		金属錯体固体物性論I、金属錯体固体物性論演習I（前期）	梶原孝志	B1208
		地球大気環境変動論演習I（前期）、地球大気環境変動論演習II（後期）	林田佐智子	G314
		機能分子集団理論化学I、機能分子集団理論化学演習I（前期）	衣川健一	B1208
	1・2	細胞機能論I、細胞機能論演習II（後期）	渡邊利雄	E458
		生物多様性論I、生物多様性論演習I（前期）	佐藤宏明	E260
	3・4	原生生物環境応答論I、原生生物環境応答論演習I（前期）	杉浦真由美	B404
		原生生物環境応答論II、原生生物環境応答論演習II（後期）	杉浦真由美	B404
	5-6	複雑多分子系反応ダイナミクス特論II、複雑多分子系反応ダイナミクス物論演習II（後期）	太田晴人	B1208
		植物形態形成調節論I、植物形態形成調節論演習I（前期）	坂口修一	B107
水	7-8	植物形態形成調節論II、植物形態形成調節論演習II（後期）	坂口修一	B107
		地球陸域リモートセンシング論I、地球陸域リモートセンシング論演習I（前期）	村松加奈子	G307
		溶液ナノ化学II、溶液ナノ化学演習II（後期）	吉村倫一	B1208
		植物分子環境応答論I（前期）、植物分子環境応答論II（後期）	奈良久美	B214
	9-10	細胞分子環境応答論演習I（前期）、細胞分子環境応答論演習II（後期）	奈良久美	B214
		地球陸域リモートセンシング論II、地球陸域リモートセンシング論演習II（後期）	村松加奈子	G307
	1・2	細胞触媒設計論I、細胞触媒設計論演習I（前期）	浦康之	B1208
	3・4	植物環境生理論I、植物環境生理論演習I（前期）	酒井敦	B209
		植物環境生理論II、植物環境生理論演習II（後期）	酒井敦	B209
木	5-6	地球環境気象論I、地球環境気象論演習I（前期）	久慈誠	G315
		量子化学反応論I、量子化学反応論演習I（前期）	竹内孝江	B1208
		量子化学反応論II、量子化学反応論演習II（後期）	竹内孝江	B1208
		群衆生態学論I、群衆生態学論演習I（前期）	遊佐陽一	B207
	7-8	生体膜構造・機能論I（前期）、生体膜構造・機能論II（後期）	藤和田聡	B405
		地球環境気象論II、地球環境気象論演習II（後期）	久慈誠	G315
	9-10	群衆生態学論II、群衆生態学論演習II（後期）	遊佐陽一	B207
		生体膜構造・機能論演習I（前期）、生体膜構造・機能論演習II（後期）	藤和田聡	B405
	1・2	生物多様性論II、生物多様性論演習II（後期）	佐藤宏明	E260
金	3・4	生体反応設計論I、生体反応設計論演習I（前期）	三方裕司	B1208
		生体反応設計論II、生体反応設計論演習II（後期）	三方裕司	B1208
		微生物ゲノム生物学論I、微生物ゲノム生物学論演習I（前期）	岩口伸一	B307
		微生物ゲノム生物学論II、微生物ゲノム生物学論演習II（後期）	岩口伸一	B307
	5-6	多細胞進化分子論I、多細胞進化分子論演習I（前期）	西井一郎	B317
		数理モデル解析論I、数理モデル解析論演習I（前期）	高橋智	G303
	7-8	機能性分子変換論I、機能性分子変換論演習I（前期）	片岡靖隆	B1208
		機能性分子変換論II、機能性分子変換論演習II（後期）	片岡靖隆	B1208
	9-10	進化生態学論I、進化生態学演習I（前期）	井田崇	E257
		多細胞進化分子論II、多細胞進化分子論演習II（後期）	西井一郎	B317
土	1・2	生体機能制御論I、生体機能制御論演習I（前期）	佐伯和彦	B202
		数理モデル解析論II、数理モデル解析論演習II（後期）	高橋智	G303
		集積型金属クラスター科学I、集積型金属クラスター科学演習I（前期）	中島隆行	B1208
		集積型金属クラスター科学II、集積型金属クラスター科学演習II（後期）	中島隆行	B1208
	3・4	進化生態学論II、進化生態学演習II（後期）	井田崇	E257
		生体機能制御論II、生体機能制御論演習II（後期）	佐伯和彦	B202
	5-6	数理生物学論I、数理生物学論演習I（前期）	高須夫悟	G303
	7-8	応用生態論I、応用生態学演習I（前期）	片野泉	B203
		応用生態論II、応用生態学演習II（後期）	片野泉	B203
日	1・2	数理生物学論II、数理生物学論演習II（後期）	高須夫悟	G303
	3・4	溶液ナノ化学I、溶液ナノ化学演習I（前期）	吉村倫一	B1208
	5-6	金属蛋白質設計論I、金属蛋白質設計論演習I（前期）	高島弘	B1208
		金属蛋白質設計論II、金属蛋白質設計論演習II（後期）	高島弘	B1208
	7-8			

複合系プログラム科目群

人文科学専攻 専門科目群 比較文化学講座				
曜日	時間	授業科目	担当教員	講義室
月	1・2	フランス文学表現論（前期）	高岡尚子	S333
		フランス文学表現論演習（後期）	高岡尚子	S333
		西洋社会文化史論（前期、隔年開講）	<林田敏子>	Z103
		西洋社会文化史論演習（前期、隔年開講）	<林田敏子>	Z103
	3・4	アジア文化史論（前期）	矢島洋一	S319
		アジア文化史論演習（後期）	矢島洋一	S319
	5-6			
	7-8	日本アジア表徴文化論（前期）	佐藤有希子	S320
		日本アジア表徴文化論演習（後期）	佐藤有希子	S320
火	9-10	ドイツ文学表現論（前期）	吉田孝夫	S334
		ドイツ文学表現論演習（後期）	吉田孝夫	S334
		民族考古学特論（前期）	武藤康弘	N314
		民族考古学演習（後期）	武藤康弘	N314
	1・2	日本アジア言語分析論（前期）	鈴木広光	N328
		日本アジア言語分析論演習（後期）	鈴木広光	N328
	3・4			
	5-6	アメリカ現代文学論（前期）	竹本憲昭	S333
		アメリカ現代文学論演習（後期）	竹本憲昭	S333
水	7-8	日本古代社会文化史論（前期）	河上麻由子	S324
		日本古代社会文化史論演習（後期）	河上麻由子	S324
		中国言語文化伝承論（前期）	野村祐子	N220
		中国言語文化伝承論演習（後期）	野村祐子	N220
	9-10	欧米比較文学論（前期）	中川千帆	S333
		欧米比較文学論演習（後期）	中川千帆	S333
	1・2	言語コミュニケーション論（前期）	須賀あゆみ	S334
		言語コミュニケーション論演習（後期）	須賀あゆみ	S334
	3・4	日本中世社会文化史論（前期）	西谷地晴美	S329
		日本中世社会文化史論演習（後期）	西谷地晴美	S329
木	5-6	国風文化論（前期）	西村さとみ	S329
		国風文化論演習（後期）	西村さとみ	S329
		中国言語文化分析論（前期）	大平幸代	N226
		中国言語文化分析論演習（後期）	大平幸代	N226
	7-8	中国言語文化表現論（前期）	前田真砂美	N219
		中国言語文化表現論演習（後期）	前田真砂美	N219
	9-10	言語表現論（前期）	今野弘章	S312
		言語表現論演習（後期）	今野弘章	S312
	1・2	歴史考古学特論（前期）	<神野恵>	奈良文化財研究所
		歴史考古学演習（後期）	<神野恵>	奈良文化財研究所
金	3・4	日本古典文化資料論（前期、隔週）	<野尻忠>	N325
		日本古典文化資料論演習（後期、隔週）	<野尻忠>	N325
		東アジア考古学特論（前期）	<今井晃樹>	奈良文化財研究所
		東アジア考古学演習（後期）	<今井晃樹>	奈良文化財研究所
	5-6	日本古典文化資料論（前期、隔週）	<野尻忠>	N325
		日本古典文化資料論演習（後期、隔週）	<野尻忠>	N325
	7-8	日本言語文化表現論（前期）	尾山慎	N327
		日本言語文化表現論演習（後期）	尾山慎	N327
	9-10	日本古代中世文学論（前期）	奥村和泰	N225
		日本古代中世文学論演習（後期）	奥村和泰	N225
土	1・2	日本近世近代文学論（前期）	磯部敦	N222
		日本近世近代文学論演習（後期）	磯部敦	N222
	3・4			
	5-6	先史考古学特論（前期）	宮路淳子	S323
		先史考古学演習（後期）	宮路淳子	S323
	7-8	日本言語文化分析論（前期）	岡崎真紀子	N223
		日本言語文化分析論演習（後期）	岡崎真紀子	N223
	9-10	イギリス文学分析論（前期）	齊藤美和	S225
		イギリス文学分析論演習（後期）	齊藤美和	S225
日	1・2	木蘭学特論（前期）	<桑田訓也>	奈良文化財研究所
		木蘭学演習（後期）	<桑田訓也>	奈良文化財研究所
		中国近代社会文化史論（前期）	佐原康夫	S326
		中国近代社会文化史論演習（後期）	佐原康夫	S326
	3・4	イギリス文学表現論（前期）	西出良郎	S333
		イギリス文学表現論演習（後期）	西出良郎	S333
	5-6	古代史学の諸問題演習（後期）	宮路・佐原	S328
	7-8	奈良時代文獻資料論（前期）	<飯田剛彦>	N325
		奈良時代文獻資料論演習（後期）	<飯田剛彦>	N325
月	9-10	言語分析論（前期）	吉村あき子	S312
		言語分析論演習（後期）	吉村あき子	S312
		欧米文化表現論（後期、隔年開講）	<Edward Marx>	Z103
		欧米文化表現論演習（後期、隔年開講）	<Edward Marx>	Z103
	1・2			
	3・4			
	5-6			
	7-8			

複合系プログラム科目群

人文科学専攻				
専門科目群 社会人間学講座				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5-6	思想文化論（後期）	柳澤有吾	F501
	7-8			
		教育システム論演習（後期）	保田卓	F410
		教育心理学（前期）	竹橋洋毅	N211
		教育心理学演習（後期）	竹橋洋毅	N211
		計量社会学方法論（前期）	林拓也	N312
	9-10	計量社会学方法論演習（後期）	林拓也	N312
		地域文化論（前期）	寺岡伸悟	N330
火		地域文化論演習（後期）	寺岡伸悟	N330
		地域自然災害論（前期）	高田将志	S120
		地域自然災害論演習（後期）	高田将志	S120
	1・2	地域社会論（前期）	水垣源太郎	N339
		地域社会論演習（後期）	水垣源太郎	N339
	3・4			
	5-6	音楽文化論演習（後期）	藤井康之	N116
	7-8	教育システム論（前期）	保田卓	F410
		音楽文化論（前期）	藤井康之	N116
		歴史文化地理学（前期）	内田忠實	E464
	9-10	歴史文化地理学演習（後期）	内田忠實	E464
水		都市社会空間論（前期）	吉田容子	S113
		都市社会空間論演習（後期）	吉田容子	S113
	1・2	文化社会学（前期）	小川伸彦	N330
		文化社会学演習（後期）	小川伸彦	N330
	3・4			
	5-6			
	7-8			
		臨床発達心理学（前期）	狗巻修司	N217
		臨床発達心理学演習（後期）	狗巻修司	N217
	9-10	行動地理学（前期）	西村雄一郎	S114
		行動地理学演習（後期）	西村雄一郎	S114
木		人間形成思想史論（前期）	西村拓生	F501
	1・2	人間形成思想史論演習（後期）	西村拓生	F501
		地域情報解析論（前期）	石崎研二	N311
		地域情報解析論演習（後期）	石崎研二	N311
	3・4			
	5-6	思想文化論演習（前期）	柳澤有吾	F406
	7-8			
	9-10	アジア自然環境論（前期）	浅田晴久	S115
		アジア自然環境論演習（後期）	浅田晴久	S115
金	1・2			
	3・4			
	5-6	身体文化論（前期）	鈴木康史	F503
		身体文化論演習（後期）	鈴木康史	F503
		認知心理学（前期）	天ヶ瀬正博	N315
	7-8	認知心理学演習（後期）	天ヶ瀬正博	N315
		社会心理学（前期）	中山満子	N216
	9-10	社会心理学演習（後期）	中山満子	N216
集中・不定期等				

専門科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 食物栄養学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	分子食品・調理科学特論（後期）	菊崎泰枝	D116
		分子栄養論（前期）	井上裕康	D216
		代謝制御学（後期）	中田理恵子	D201
	3・4	分子栄養論演習（前期）	井上裕康	D216
		代謝制御学演習（後期）	中田理恵子	D201
	5・6			
	7・8			
	9・10			
火	1・2	食と病態論（前期）	小倉裕範	D215
		食と病態論演習（後期）	小倉裕範	D215
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
水	1・2	食生活素材機器分析論（前期）	高村仁知	D207
	3・4	食生活素材機器分析論演習（後期）	高村仁知	D207
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2	分子食品・調理科学特論演習（後期）	菊崎泰枝	D116
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等		疫学特論（前期）	高地リベカ	D107
		疫学特論演習（後期）	高地リベカ	D107
		生活環境バイオセーフティ制御論（前期）	前田純夫	F304-1
		生活環境バイオセーフティ制御論演習（後期）	前田純夫	F304-1
		分子食医化学（前期）	松田寛	D121
		分子食医化学演習（後期）	松田寛	D121

専門科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 心身健康学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	運動生理論（前期）	星野聡子	第2演習室
		運動生理論演習（後期）	星野聡子	第2演習室
	3・4			
	5・6			
	7・8	認知・行動理論（前期）	梅垣祐介	E251
	9・10	認知・行動理論演習（後期）	梅垣祐介	E251
		リズム表現行動論	成瀬九美	第2演習室
		リズム表現行動論演習	成瀬九美	第2演習室
	9・10	犯罪原因論（前期）	岡本英生	F501
		犯罪原因論演習（後期）	岡本英生	F501
火	1・2	スポーツ社会論（前期）	石坂友司	第3演習室
		スポーツ社会論演習（後期）	石坂友司	第3演習室
	3・4			
	5・6	スポーツ法制論（前期）	井上洋一	第2演習室
	7・8	スポーツ法制論演習（後期）	井上洋一	第2演習室
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4			
	5・6	身体運動制御学論演習（後期）	藤原素子	第2演習室
	7・8	身体運動制御学論（前期）	藤原素子	第2演習室
	9・10	運動心理学（前期）	中田大貴	第3演習室
金	1・2	運動心理学演習（後期）	中田大貴	第3演習室
		教育臨床論（前期）	伊藤美奈子	A205
	3・4	教育臨床論演習（後期）	伊藤美奈子	A205
	5・6			
	7・8	発達臨床心理学論（前期）	黒川嘉子	A205
	9・10	発達臨床心理学論演習（後期）	黒川嘉子	A205
集中・不定期等		直熱生理学（前期、不定期）	芝崎学	F501
		直熱生理学演習（後期、不定期）	芝崎学	F501
		環境適応生理学（前期、不定期）	鷹股亮	F501
		環境適応生理学演習（後期、不定期）	鷹股亮	F501
		自律神経学（前期、不定期）	吉本光佐	F501
		自律神経学演習（後期、不定期）	吉本光佐	F501

専門科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 情報衣環境学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8	繊維素材分子論（前期）	黒子弘道	第5演習室
		繊維素材分子論演習（後期）	黒子弘道	第5演習室
	9・10	先端コンピュータシステム特論（前期）	松本尚	#401
		先端コンピュータシステム特論演習（後期）	松本尚	#401
火	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8	実践プロジェクトマネジメント特論（前期）	駒谷昇一	#401
		実践プロジェクトマネジメント特論演習（後期）	駒谷昇一	#401
	9・10	計算複雑性理論（前期）	鴨浩雄	#401
		計算複雑性理論演習（後期）	鴨浩雄	#401
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8	ライフコンピューティング特論（前期）	城和貴	#402
		ライフコンピューティング特論演習（後期）	城和貴	#402
	9・10	知識情報システム特論（前期）	新出尚之	#402
		知識情報システム特論演習（後期）	新出尚之	#402
木	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8	生活情報通信科学特論（前期）	柳谷、城、松本、新出、鴨	#402
		生活情報通信科学特論演習（後期）	柳谷、城、松本、新出、鴨	#402
	9・10	ハイパフォーマンスコンピューティング特論（前期）	高田雅夫	#401
		ハイパフォーマンスコンピューティング特論演習（後期）	高田雅夫	#401
金	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8	衣環境学特論（前期）	原田雅史	第4演習室
		衣環境学特論演習（後期）	原田雅史	第4演習室
	9・10	アパレル管理論（前期）	原田雅史	第4演習室
		アパレル管理論演習（後期）	原田雅史	第4演習室
集中・不定期等				

専門科目群

生活環境学専攻				
専門科目群 住環境学講座				
曜日	時限	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2	住様式論（前期）	室崎千重	F501
		住様式論演習（後期）	室崎千重	F501
	3・4			
	5・6	地域計画制度・政策論（前期）	中山徹	第5演習室
		地域計画制度・政策論演習（後期）	中山徹	第5演習室
	7・8			
	9・10			
火	1・2	生気象論（前期）	吉田伸治	F501
		生気象論演習（後期）	吉田伸治	F501
	3・4			
	5・6	居住環境整備論（前期）	山本直彦	E251
		居住環境整備論演習（後期）	山本直彦	E251
	7・8			
	9・10			
水	1・2	景観形成過程論（前期）	根本哲夫	第5演習室
		景観形成過程論演習（後期）	根本哲夫	第5演習室
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2	空間・社会環境史論（前期）	藤田聖児	S227
		空間・社会環境史論演習（後期）	藤田聖児	S227
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
金	1・2	居住環境管理論（前期）	藤平真紀子	S227
		居住環境管理論演習（後期）	藤平真紀子	S227
	3・4			
	5・6	木質構造解析論（前期）	瀧野敦夫	A203
		木質構造解析論演習（後期）	瀧野敦夫	A203
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等				

専門科目群

生活環境学専攻 専門科目群 生活文化学講座				
曜日	時間	授 業 科 目	担当教員	講 義 室
月	1・2			
	3・4			
	5・6	環境社会心理学（前期）	安藤香織	E305
	7・8			
	9・10			
火	1・2			
	3・4			
	5・6	環境社会心理学演習（後期）	安藤香織	E305
	7・8	家族社会学演習（後期）	澤田佳世	E304
	9・10			
水	1・2			
	3・4			
	5・6			
	7・8			
	9・10			
木	1・2			
	3・4	リーガルサービス論（前期）	大塚浩	E302
		リーガルサービス論演習（後期）	大塚浩	E302
	5・6	ジェンダー表象論（前期）	山崎明子	E206
		ジェンダー表象論演習（後期）	山崎明子	E206
		家族社会学（前期）	澤田佳世	E304
	7・8	災害社会学（前期）	野田隆	E207-2
		災害社会学演習（後期）	野田隆	E207-2
金	1・2			
	3・4	日本生活史論（前期）	鈴木則子	D407
		日本生活史論演習（後期）	鈴木則子	D407
	5・6			
	7・8			
	9・10			
集中・不定期等		ジェンダー理論（不定期集中、隔年開講）	<小浜正子>	E307
		国際ジェンダー開発論（不定期集中、隔年開講）	<小浜正子>	E307

平成25年9月19日制定

奈良女子大学研究者行動規範

奈良女子大学（以下、「本学」という。）は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指している。また、研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信することを目指して掲げている。

この研究目標を達成するにあたり、本学における研究活動に携わるすべての者（以下、「研究者」という。）は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、学術研究の信頼性および公正性を確保し、社会から信頼と尊敬を得るために、公正な研究の遂行に努めなければならない。

ついては、研究者が常に自覚し、遵守すべき規範として、奈良女子大学研究者行動規範をここに定める。

本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範に準拠して制定する。

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。

（社会の中の研究者）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

（科学研究の利用の両義性）

3 研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、適切な手段と方法を選択しなければならない。

（研究活動）

4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。研究成果の公表にあたっては、各自が果たした役割に応じて責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担、看過しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も責務であることを自覚し、所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。また、研究遂行上で取得した個人情報の保護には十分な注意を払う。

(他者との関係)

7 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(社会との対話)

8 研究者は、社会や研究者コミュニティとの相互理解のために、積極的に研究成果を公開し、市民との対話や交流に積極的に参加する。

(科学的助言)

9 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。

(法令の遵守)

10 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、使途などの説明責任を果たせるよう、合理的かつ適正に執行する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

○奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程

(平成 19 年 2 月 21 日規程第 70 号)

改正 平成 25 年 5 月 22 日規程第 7 号

平成 26 年 2 月 19 日規程第 88 号

平成 26 年 3 月 19 日規程第 105 号

平成 27 年 3 月 18 日規程第 55 号

平成 28 年 10 月 20 日規程第 21 号

平成 30 年 2 月 21 日規程第 73 号

奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良女子大学（以下「本学」という。）において行われる研究上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「不正行為」とは、本学に所属する研究者（本学の役員、教職員、及び学生等をいう。）又は本学に所属する研究者であった者が本学在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。

- 一 研究の申請、実施及び報告におけるデータ及び調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
- 二 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において、「部局」とは、国立大学法人奈良女子大学学則第 2 章第 2 節に規定する教育研究組織、第 3 節に規定する附属学校、第 4 節に規定する附属教育研究施設等をいう。ただし、研究院は、奈良女子大学研究院規程第 2 条に規定する各学系をいう。

3 この規程において、「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(研究倫理責任者)

第 3 条 本学に、研究倫理責任者を置き、副学長（研究・情報担当）をもって充てる。

- 2 研究倫理責任者は、本学における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るための必要な活動の責任者となる。
- 3 研究上の不正行為に関して、告発の受付から調査等の責任者として、研究倫理責任者が統括し、第 5 条に定める研究倫理委員会が処理する。

(研究倫理教育責任者)

第 4 条 部局に研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るための教育・啓蒙活動を定期的に実施するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項の教育・啓蒙活動の実施状況を、研究倫理責任者に報告するものとする。

(研究倫理委員会)

第 5 条 研究上の不正行為に関する重要事項を審議するため、研究倫理委員会を設置し、次に掲げる業務をつかさどる。

- 一 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
 - 二 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定
 - 三 その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- 一 研究倫理責任者
 - 二 各学部長
 - 三 人間文化研究科長
 - 四 学術情報センター長
 - 五 附属学校部長
 - 六 各学部及び人間文化研究科から選出された評議員 各 1 名
 - 七 その他委員会が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、研究倫理責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 6 議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。
- 7 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 8 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力課において処理する。
- (告発等の受付け)

第 6 条 研究活動の不正行為に係る告発等を受付けるため、受付窓口を設置する。

- 2 告発は、原則として顕名とし、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した申立書（別紙様式 1）により、電子メールに添付して送信、又は送付（郵送等によるものとし、FAX によるものは除く。）して行うものとする。
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発対象事案の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (告発等の取扱い)

第 7 条 研究倫理責任者は、前条により告発があった場合には、その内容を確認し、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合には、当該告発を受理することとし、匿名による告発を除き、当該告発者に対して、受理又は不受理の結果を通知する。

- 2 研究倫理責任者は、告発が、本学が調査を行うべき内容でない場合は該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発内容が、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
- 3 他の研究機関等から回付された告発は、本学に告発があったものとして取り扱う。
- 4 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名の告発があった場合に準じて取扱うものとする。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、研究倫理責任者は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合でも、当該事案の調査を開始することができる。

- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談を受けた場合は、研究倫理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは被告発者に警告を行うものとする。

ただし、被告発者が本学に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。また、本学に所属しない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知するものとする。

- 7 研究倫理責任者は、本条第1項から前項までの対応について、必要に応じて研究倫理委員会を開催し、協議するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第8条 告発を受付ける場合、研究倫理責任者は、受付窓口担当職員以外は見聞できないよう告発内容や告発者の秘密保持を徹底する。

- 2 研究倫理委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 研究倫理委員会は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、その限りではない。
- 4 悪意に基づく告発を防止するため、研究倫理委員会は告発者に調査に協力を求める場合がある。なお、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う場合がある。
- 5 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 6 学長は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、不利益な取扱いを行ったりしてはならない。

(調査機関等)

第9条 本学に所属する研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が、他の研究機関で行った研究に係る告発があった場合、研究が行われた研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。
- 3 被告発者が、本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。また、被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
- 4 告発された研究の分野に関連がある他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査)

第10条 研究倫理責任者は、第6条の規定により告発を受理したときは、速やかに研究倫理委員会を開催し、研究上の不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発内容の合理性、本調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に終えるよう努めなければならない。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、

判断するものとする。

- 4 本学に所属する研究者は、予備調査委員会から予備調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(予備調査委員会)

第11条 研究倫理委員会は、前条に定める予備調査を実施するため、第5条第7項の規定に基づき、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究倫理委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名
- 二 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
- 三 その他研究倫理委員会が必要と認めた者

- 3 委員は、学長が任命する。

- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 5 予備調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被告発者に対して事情聴取を行うことができる。また、本学に所属する研究者に対しそれらが保有する資料の保全等を命ずることができる。

- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該予備調査の結果を速やかに研究倫理委員会に報告する。

(本調査)

第12条 研究倫理委員会は、前条第7項の報告に基づき、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

- 2 研究倫理委員会は、前項により本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

- 3 研究倫理委員会は、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

- 4 研究倫理委員会は、当該事案に係る研究資金の配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に本調査を行う旨を通知するものとする。

- 5 本調査は、実施の決定後、概ね30日以内に開始するものとする。

- 6 研究倫理委員会は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者及び被告発者（第11条第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知するとともに、学長に報告するものとする。この場合、研究倫理委員会は予備調査に係る資料等を保存し、配分機関等や告発者の求めに応じ開示するものとする。

- 7 本学に所属する研究者は、調査委員会から本調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(調査委員会)

第13条 研究倫理委員会は、前条に定める本調査を実施するため、第5条第7項の規定に基づき、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究倫理委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名

- 二 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
 - 三 学部又は人間文化研究科から選出された教員 若干名
 - 四 本学に所属しない有識者・学識経験者 若干名
 - 五 その他研究倫理委員会が必要と認めた者
- 3 委員は、学長が任命する。
 - 4 調査委員会の委員の半数以上は、第2項第四号に定める委員でなければならない。
 - 5 第2項に定める委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。
 - 6 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
 - 8 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 9 研究倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対し告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立書（別紙様式2）を研究倫理委員会に提出することができる。
 - 10 異議申立てがあった場合、研究倫理委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査の方法等）

第14条 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。

- 2 調査委員会が、被告発者に対して再実験などにより再現性を示すことを求めた場合、あるいは被告発者自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）を保障しなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 3 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
- 4 調査委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- 5 研究倫理委員会は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 6 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

（認定）

第15条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項及び第2項について認定を終了したときは、調査委員会は速やかに研究倫理委員会に報告する。

(説明責任)

第16条 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 調査委員会は、前項により被告発者が行う説明を受けた場合は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うとともに、その結果を研究倫理委員会に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第17条 研究倫理委員会は、調査委員会から第15条第3項及び第16条の認定結果の報告を受けた場合は、ただちに学長に報告するとともに、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

2 研究倫理委員会は、配分機関等に当該調査結果を通知する。また、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。（前項の後段の場合も同様とする。）

3 悪意に基づく告発との認定があった場合、研究倫理委員会は告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(秘密の保持)

第18条 不正行為に係る告発・調査等に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(不服申立て)

第19条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して概ね20日以内に、不服申立書（別紙様式3）を研究倫理委員会委員長に提出することができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前項により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合は、研究倫理委員会の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでも

なく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、研究倫理委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

- 5 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、被告発者に当該決定を通知する。
- 6 研究倫理委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。また、配分機関等にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が、再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに研究倫理委員会に報告し、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。
- 8 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。
- 9 前項の不服申立てについては、調査委員会（第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は概ね30日以内に再調査を行い、その結果を研究倫理委員会に報告するものとする。研究倫理委員会は、学長に報告するとともに、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて配分機関等に通知する。

（調査資料の提出）

第20条 研究倫理委員会は、配分機関等から、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、提出するものとする。

（調査結果の公表）

第21条 学長は、研究倫理委員会から不正行為が行われたとの認定の報告があった場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

なお、公表する調査結果の項目は、原則として次のとおりとする。

- 一 不正行為に関与した者の氏名・所属
- 二 不正行為の内容
- 三 公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会の構成
- 五 調査の方法・手順
- 六 不正行為の発生要因と再発防止策

- 2 学長は、研究倫理委員会から不正行為が行われなかったとの認定の報告があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

（措置）

第22条 学長は、被告発者に対し、調査中あるいは配分機関等による措置等がなされるまでの間などにおいて、以下のような措置をとることができる。

一 本調査を行うことが決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止すること。

二 不正行為が行われたとの認定があった場合、ただちに当該事案に係る資金の使用中止や内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告すること。

三 不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止の解除等必要な措置を講じるとともに、被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じること。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に所属する者であるときは、学長は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

(研究データの保存及び開示)

第23条 本学に所属する研究者は、本学における公正な研究の実施を図るため、研究データを適切に管理し、保存しなければならない。

なお、保存期間及び方法等の詳細については、日本学術会議が定める指針によるものとする。

2 本学に所属する研究者は、研究倫理委員会から研究データの開示を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(雑則)

第24条 この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

(別紙様式1～3 添付省略)

資料12
(設置の趣旨等関係)

